

第4章

ラオス外国投資法の変遷

鈴木 基義

要約：

ラオスが、「新経済メカニズム」(NEM)のもとで市場メカニズムの導入の目玉として外国投資の奨励に着手したのは、1986年である。ラオス初となる外国投資奨励管理法が制定されたのは1988年のことであるが、当初は奨励よりも管理に重点が置かれていた。1991年にソビエト連邦が崩壊し、社会主義のもとでの市場経済化が重要な課題となったが、1994年に2度目の改訂がおこなわれた外国投資奨励管理法には依然として外国投資に対する警戒感が感じられた。しかしラオスは、1997年7月にアセアンに加盟し、関税引き下げ等の地域経済統合にむけての努力が要請させるなか、2004年のラオス外国投資奨励法には、「管理」という文言がなくなったことは注目に値する。1992年からアジア開発銀行が進めてきた大メコン圏経済協力プロジェクトが、2000年代に入り実を結び、東西経済回廊の開通はベトナムとラオスとタイを陸路で結ばれた。ラオス一国というよりも投資市場としてCLMV4か国が相乗効果を発揮する時代が到来した。こうしたなかで世界貿易機関(WTO)に加盟する開発途上国が増え、ラオスもまた2011年には加盟が予想される。WTOに加盟するには、内外無差別の投資法を策定しなければならない。また「補助金および相殺措置に関する協定」(SCM)に違反しない投資法を策定する必要がでてきた。それが、2010年3月に公布された国内投資と外国投資を一つの法律に統合したラオス投資奨励法である

キーワード：

「新経済メカニズム」(NEM)、構造調整、土地の使用権、特惠関税、WTO「補助金および相殺措置に関する協定」、(SCM)、ローカルコンテンツ。

はじめに

ラオス版ペレストロイカともいえる改革は、1986年11月、第4回党大会において、「新経済メカニズム」(New Economic Mechanism: NEM)として公式に確認された。これは、社会・経済全般を対象とした「チンタナカーン・マイ」(新思考)と呼ばれる改革を、とくに経済分野に適用したものである。

新経済メカニズム(NEM)のもとで実施されてきた諸改革は、世界銀行やIMFおよびアジア

開発銀行による度重なる診断を受け、表1のような処方箋(構造調整支援)が描かれた。こうした処方箋(構造調整)にもとづき「脱社会主義」の政策が、新経済メカニズム(NEM)の名を借りて借入条件の緩やかな借款と引き換えに実施されていった(鈴木[2002: 259])。

表1 新経済メカニズム(NEM)改革骨子

- (1) 完全な価格自由化(除・公共料金)
- (2) 米流通の国家独占の終了および農業の自由化
- (3) 国有企業改革
- (4) 2大税制改革：支出優先事項の再整理(除・政府職員賃金・給与)。中央予算および地方予算の一般予算への統合
- (5) 貿易自由化：関税分類の簡素化。数量制限および輸出入特別許可制度の撤廃。
- (6) 複数為替レート制の一本化。公定レートとパラレル為替レートの乖離縮小化。
- (7) 中央銀行と商業銀行の分離
- (8) 法整備の拡充
- (9) 外国直接投資の誘致

(出所)鈴木[2002]

新経済メカニズム(NEM)が目的とする市場メカニズムの導入の成否は、とりわけ外国直接投資の流入量に結果として顕在化しやすいものである。本稿では、まず対ラオス外国直接投資の概況について述べたのち、第2節において、外国直接投資を奨励し管理する投資法が初めて制定された1988年から2010年の統一投資法に至るまでのどのように変化してきたかを分析することで、ラオス政府の外国投資家や外国投資に対する姿勢がどのように変遷してきたか明らかにしたい。第3節では、2010年統一ラオス投資法が制定される主な契機となったラオスのWTO加盟問題について議論する。WTOの「補助金および相殺措置に関する協定」(SCM)は、政府が国内産品を優先使用する企業に対する補助金を交付することや、輸出を行う企業に補助金を与えることを禁じている。WTOに加盟する場合、ラオスは内外無差別の投資法を策定しなければならない。ラオスは2011年にもWTOに加盟する準備をしているため、SCM協定に違反しない外国投資法を制定する必要がでてきた。それが、国内投資と外国投資を一つの法律に統合した2010年ラオス投資奨励法である。

第1節 対ラオス外国直接投資の概況

ラオスへの外国直接投資(登録資本ベース)は、2000年度から2006年度の累計で、988件、62億6800万米ドルに達した¹。累計登録資本額を投資件数で除した1件当たりの投資額は634万4,306ドルであった。2006年度の投資件数(191件)は、2000年度(64件)と比べ3倍に増大した。また2005年度の投資額(2,699,690,943ドル)ならびに2006年度の投資額(1,136,905,973ドル)は2000年度(54,097,712ドル)のそれぞれ50倍および21倍に飛躍的に増大している(鈴木[2009a])。1997年のアジア通貨危機の後遺症にしばらく悩んだが、経済は順調に回復し、外国投資が経済成長を牽引している。2006年度の投資額は前年に比べ半分以上に落ちたが、これは電力への大規模投資が前年比80%も減少したことに起因するので、あまり気にする要因ではない。

累計ベースで見た場合、タイが投資額ベースでも件数でも最大の投資国である。タイはラオスと地理的に隣接するだけでなく、文化的にも言語的にも歴史的にも多くの共有点を有してきたことが、タイ企業進出の背景にあると思われる。しかし年度ベースで見ると、タイにはかげりが見え始め、これに代わり中国が、件数では2002年度～2006年度の直近5年間に第1位の座を占めており、投資額でも2000年度、2001年度、2002年度および2006年度において第1位、投資額期間累計ではタイに次ぎ第2位に躍進している。この趨勢が今後も続いていくと予想されていることが、ラオスで中国の進出に対する脅威がささやかれる理由である。主役の交代と言ったところか。

中国の投資は、ヴィエンチャン首都や南部のサワンナケート県では主に商業や製造業(オートバイ組立やたばこ生産)に、南北回廊が通過するボケオ県やルアンナムター県においては農業や製薬、鉱物資源の探査・採取に取り組んでいる。同期間におけるベトナムの投資も目を見はるものがあり、累計では投資額、件数共に第3位となった。ベトナムは主に南部のチャンパーサック県などに集中し、ゴムの栽培など農業分野への投資が多い(鈴木[2008a])。韓国は投資件数において2000年度および2001年度に第1位、2002年度～2006年度まで第4位につけており、おおむね小規模投資案件が多い(鈴木[2008b])。ラオスにおいてKOLA0社が組み立てているオートバイとトラックは韓国投資の象徴的存在となっている。またラオス中央銀行は、Korea Exchange Inc.社の支援をうけて、2010年にラオスに証券市場を設立する了解覚え書きを調印している(Vientiane Times [30/09/2007])。日本は、2001年度～2004年度の投資額期間累計では第12位(24件、13,146,583万ドル)であったが、2000年度～2006年度の期間累計では第5位(33件、403,311,756ドル)に躍り出た。特に2004年度は電力分野への投資が牽引し第3位となった(鈴木[2008c])。

業種別に外国投資を分類したとき、2000年度～2006年度の投資件数累計値と投資額累計値では全く業種が異なることに注意を払う必要がある。投資件数で見ると、第1

位は工業・ハンディークラフト部門(18.9%)、第2位はサービス部門(17.3%)、第3位は農業部門(15.9%)と近似した値をとる一方、投資額累計値でこれを見ると、第1位のエネルギー部門だけで全体の52.6%を占める。第2位の通信部門が12.5%、鉱業が10%を占める。その他の部門は10%を超えない。エネルギー部門への投資は水力発電開発を目的としたものであるが、ダム建設予定地に指定された樹木の伐採を目的としたものが多く含まれている(水没木材として指定された場合伐採可能)。縫製部門については、EUから付与された特惠関税(GSP)²を利用した輸出促進型の外国直接投資である。委託生産により縫製原料がタイや中国からラオスへ輸入され、低賃金収奪型の大量雇用を生み出している(鈴木[2009b])。

表2 対ラオス外国直接投資国別一覧・件数ベース

| 順 | 2000/01 | | 2001/02 | | 2002/03 | | 2003/04 | | 2004/05 | | 2005/06 | | 2006/07 | | 2000/01-2006/07 | |
|-------|----------|----|-----------|----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|-----------------|-----|
| | 国名 | 件 | 国名 | 件 | 国名 | 件 | 国名 | 件 | 国名 | 件 | 国名 | 件 | 国名 | 件 | 国名 | 件 |
| 1 | Korea | 15 | Korea | 16 | China | 35 | China | 45 | China | 33 | China | 55 | China | 47 | China | 237 |
| 2 | China | 9 | China | 13 | Thai | 30 | Thai | 33 | Thai | 25 | Thai | 30 | Vietnam | 35 | Thai | 169 |
| 3 | Thai | 8 | Thai | 12 | France | 11 | Vietnam | 19 | Vietnam | 23 | Vietnam | 23 | Thai | 31 | Vietnam | 120 |
| 4 | France | 6 | France | 8 | Korea | 10 | Korea | 15 | Korea | 10 | Korea | 15 | Korea | 24 | Korea | 105 |
| 5 | Vietnam | 6 | Malaysia | 5 | Vietnam | 9 | USA | 7 | Austral | 8 | France | 11 | France | 10 | France | 58 |
| 6 | Germany | 4 | Vietnam | 5 | Japan | 9 | Japan | 6 | France | 6 | Singapor | 5 | Japan | 7 | Japan | 33 |
| 7 | USA | 3 | Germany | 4 | Malaysia | 8 | France | 6 | Malaysia | 6 | Malaysia | 5 | USA | 6 | Malaysi | 33 |
| 8 | Australi | 2 | Japan | 3 | Singapor | 5 | Malaysia | 5 | Japan | 5 | Australi | 5 | Australi | 5 | Austral | 27 |
| 9 | Malaysia | 1 | Singapore | 3 | USA | 4 | Australi | 4 | Singapor | 3 | England | 4 | Singapor | 4 | USA | 23 |
| 10 | Swiss | 1 | England | 2 | England | 4 | Swiss | 2 | England | 2 | Russia | 3 | Malaysia | 3 | Singapor | 22 |
| 11 | Japan | 1 | Australia | 2 | Canada | 3 | Russia | 2 | Canada | 1 | Japan | 2 | Canada | 3 | England | 14 |
| 12 | Russia | 1 | India | 1 | Russia | 2 | Taiwan | 1 | Taiwan | 1 | Taiwan | 2 | Germany | 3 | Germany | 14 |
| 13 | Taiwan | 1 | Taiwan | 1 | Swiss | 2 | Singapor | 1 | USA | 1 | Italy | 2 | Taiwan | 2 | Russia | 10 |
| 14 | Singapor | 1 | Russia | 1 | Norway | 1 | Canada | 1 | Italy | 1 | India | 1 | England | 1 | Canada | 9 |
| 15 | India | 0 | USA | 1 | Australi | 1 | England | 1 | Norway | - | Germany | 1 | Russia | 1 | Taiwan | 8 |
| 16 | Canada | 0 | Canada | - | India | 1 | Germany | 1 | Poland | - | Canada | 1 | Poland | 1 | Swiss | 5 |
| 17 | England | 0 | Swiss | - | Germany | 1 | India | - | Germany | - | USA | 1 | India | - | India | 3 |
| 18 | Norway | 0 | Norway | - | Taiwan | - | Norway | - | India | - | Swiss | - | Swiss | - | Italy | 3 |
| 19 | Poland | 0 | Poland | - | Poland | - | Poland | - | Swiss | - | Norway | - | Norway | - | Norway | 1 |
| 20 | Italy | 0 | Italy | - | Italy | - | Italy | - | Russia | - | Poland | - | Italy | - | Poland | 1 |
| Total | | 64 | | 80 | | 178 | | 161 | | 143 | | 171 | | 191 | | 988 |
| (Lao | | | | | | 39 | | 10 | | 15 | | 3 | | | | 67 |

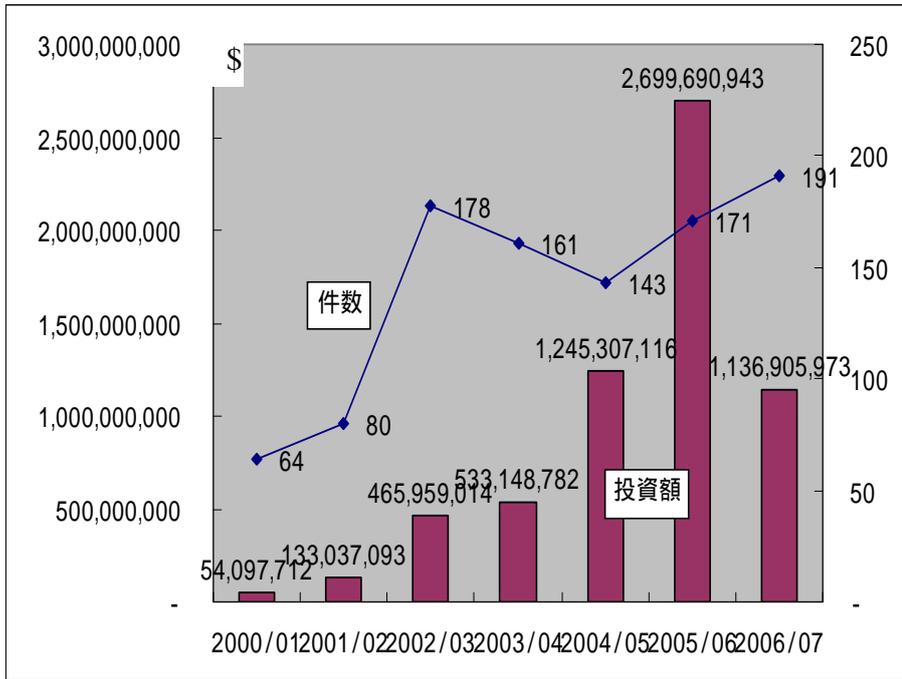
(出所)ラオス投資奨励局(IPD)内部資料より筆者作成

表3 対ラオス外国直接投資国別一覧・登録資本ベース

| 順位 | 2000/01 | | 2001/02 | | 2002/03 | | 2003/04 | | 2004/05 | | 2005/06 | | 2006/07 | | 2000/01-2006/07 | |
|-----------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-----------------|---------------|
| | 国名 | 登録資本 | 国名 | 登録資本 | 国名 | 登録資本 | 国名 | 登録資本 | 国名 | 登録資本 | 国名 | 登録資本 | 国名 | 登録資本 | 国名 | 登録資本 |
| 1 | China | 13,415,000 | China | 62,568,467 | China | 119,858,229 | Australia | 292,700,000 | Thailand | 450,905,419 | Thailand | 655,229,967 | China | 496,055,204 | Thailand | 2,028,163,819 |
| 2 | France | 12,608,000 | France | 13,363,500 | Thailand | 96,337,177 | Vietnam | 63,277,801 | France | 370,250,000 | China | 423,231,606 | Vietnam | 155,913,820 | China | 1,121,618,404 |
| 3 | Korea | 10,374,750 | Korea | 12,790,000 | Malaysia | 70,776,037 | Thailand | 57,220,054 | China | 58,123,360 | Japan | 401,500,000 | Thailand | 92,720,384 | Vietnam | 690,714,585 |
| 4 | Vietnam | 3,412,570 | USA | 8,000,000 | Canada | 40,100,000 | Switzerland | 30,000,000 | Vietnam | 43,266,879 | India | 350,000,000 | Korea | 82,154,400 | France | 548,933,849 |
| 5 | Thailand | 3,291,000 | Vietnam | 6,872,000 | Singapore | 36,150,000 | China | 28,197,753 | Australia | 21,286,864 | Vietnam | 261,176,139 | Malaysia | 53,210,000 | Japan | 403,311,756 |
| 6 | USA | 3,211,560 | Thailand | 6,345,594 | France | 17,613,000 | Korea | 14,200,700 | Korea | 10,219,855 | Korea | 163,741,000 | Singapore | 15,909,000 | India | 224,895,115 |
| 7 | Malaysia | 1,500,000 | Malaysia | 4,853,000 | Korea | 13,745,000 | Japan | 4,525,000 | Japan | 4,400,000 | Singapore | 43,465,000 | Australia | 13,620,000 | Australia | 81,255,000 |
| 8 | Germany | 1,350,000 | Russia | 950,000 | Norway | 12,800,000 | Taiwan | 4,000,000 | Malaysia | 3,374,200 | France | 12,143,611 | France | 13,143,068 | Korea | 46,810,879 |
| 9 | Switzerland | 750,000 | Singapore | 700,000 | Vietnam | 8,660,363 | Malaysia | 3,250,000 | Canada | 2,930,000 | Taiwan | 6,500,000 | England | 11,300,000 | Malaysia | 33,390,363 |
| 10 | Japan | 500,000 | Taiwan | 620,000 | Japan | 3,340,583 | Singapore | 3,170,000 | Singapore | 1,200,000 | England | 5,120,000 | Russia | 10,700,000 | Singapore | 24,030,583 |
| 11 | Australia | 400,332 | Germany | 500,000 | Russia | 3,000,000 | USA | 2,820,000 | Taiwan | 1,000,000 | Italy | 3,500,000 | Japan | 6,110,970 | Canada | 16,831,302 |
| 12 | Russia | 300,000 | Australia | 490,332 | Australia | 1,500,000 | France | 2,520,000 | England | 500,000 | Malaysia | 3,150,155 | Poland | 5,000,000 | Switzerland | 12,970,155 |
| 13 | Taiwan | 300,000 | England | 433,200 | USA | 1,223,000 | Russia | 1,100,000 | USA | 300,000 | Australia | 1,390,000 | USA | 4,526,666 | England | 8,839,666 |
| 14 | Singapore | 250,000 | Japan | 381,000 | England | 376,500 | Canada | 1,000,000 | Italy | 100,000 | Russia | 1,275,310 | Canada | 4,451,750 | Russia | 7,453,560 |
| 15 | India | - | India | 130,000 | Switzerland | 300,000 | England | 100,000 | Norway | - | Germany | 150,000 | Germany | 2,481,508 | Norway | 3,031,508 |
| 16 | Canada | - | Canada | - | India | 200,000 | Germany | 100,000 | Poland | - | Canada | 80,000 | Taiwan | 800,000 | Taiwan | 1,180,000 |
| 17 | England | - | Switzerland | - | Germany | 100,000 | India | - | Germany | - | USA | 56,000 | India | - | USA | 156,000 |
| 18 | Norway | - | Norway | - | Taiwan | - | Norway | - | India | - | Switzerland | - | Switzerland | - | Poland | - |
| 19 | Poland | - | Poland | - | Poland | - | Poland | - | Switzerland | - | Norway | - | Norway | - | Germany | - |
| 20 | Italy | - | Italy | - | Italy | - | Italy | - | Russia | - | Poland | - | Italy | - | Italy | - |
| 合計 | | 54,097,712 | | 133,037,093 | | 465,959,014 | | 533,148,782 | | 1,245,307,116 | | 2,699,690,943 | | 1,136,905,973 | | 6,268,174,758 |
| (含・ラオス資本) | | | | | | 39,709,125 | | 23,767,474 | | 277,150,539 | | 361,432,155 | | 165,464,068 | | 867,523,361 |
| 増加率 (%) | | | | 146 | | 250 | | 14 | | 134 | | 117 | | - | 58 | |

(出所)ラオス投資奨励局(IPD)内部資料より筆者作成。

図1 対ラオス外国直接投資(件数・登録資本額)



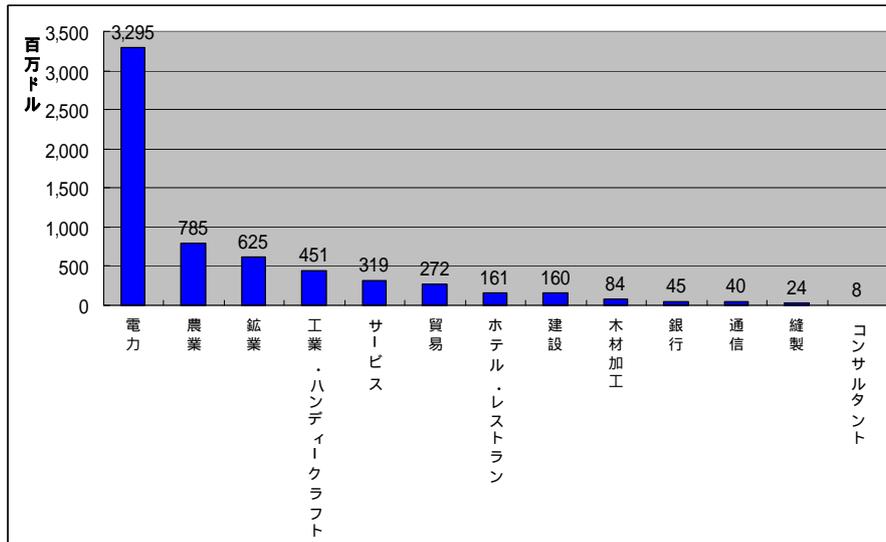
(出所)ラオス投資奨励局(IPD)内部資料より筆者作成。

表4 業種別外国投資額・件数

| 業種 | 2000/01 | | 2001/02 | | 2002/03 | | 2003/04 | | 2004/05 | | 2005/06 | | 2006/07 | | 2000/01-2006/07 | | | |
|----------------|---------|------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|-----------------|---------------|-------|-------|
| | 件数 | 登録資本 | 件数 | 登録資本 | 件数 | 登録資本 | 件数 | 登録資本 | 件数 | 登録資本 | 件数 | 登録資本 | 件数 | 登録資本 | 件数 (%) | 登録資本 (%) | | |
| 1 電力 | | | 1 | 1,000,000 | 6 | 85,800,000 | 6 | 5,500,000 | 10 | 1,065,250,000 | 13 | 1,776,702,200 | 4 | 360,539,385 | 40 | 3,294,791,585 | 4.0 | 52.6 |
| 2 農業 | 13 | 18,616,250 | 6 | 13,988,000 | 16 | 17,321,800 | 19 | 75,704,017 | 21 | 17,352,240 | 39 | 458,518,711 | 43 | 183,839,207 | 157 | 785,340,225 | 15.9 | 12.5 |
| 3 鉱業 | 2 | 8,900,000 | 1 | 500,000 | 25 | 20,728,679 | 24 | 312,109,734 | 39 | 93,538,625 | 26 | 73,806,160 | 22 | 115,270,631 | 139 | 624,853,829 | 14.1 | 10.0 |
| 4 工業・ハンディークラフト | 12 | 3,090,570 | 17 | 59,938,067 | 45 | 80,805,248 | 37 | 35,375,470 | 19 | 14,596,280 | 31 | 122,996,955 | 26 | 134,186,182 | 187 | 450,988,772 | 18.9 | 7.2 |
| 5 サービス | 14 | 10,451,560 | 20 | 16,511,100 | 33 | 60,297,610 | 23 | 17,479,069 | 20 | 20,865,477 | 21 | 12,098,651 | 40 | 181,185,113 | 171 | 318,888,580 | 17.3 | 5.1 |
| 6 貿易 | | | 15 | 4,710,594 | 21 | 140,098,410 | 19 | 19,000,000 | 11 | 7,855,000 | 17 | 86,049,085 | 15 | 13,928,465 | 98 | 271,641,554 | 9.9 | 4.3 |
| 7 ホテル・レストラン | 2 | 245,000 | 5 | 1,135,000 | 11 | 48,795,314 | 8 | 7,000,000 | 10 | 13,109,200 | 9 | 32,224,181 | 14 | 58,152,550 | 59 | 160,661,245 | 6.0 | 2.6 |
| 8 建設 | 2 | 350,000 | 5 | 13,948,000 | 3 | 3,247,751 | 7 | 9,991,123 | 3 | 1,550,000 | 3 | 130,600,000 | 0 | | 23 | 159,686,874 | 2.3 | 2.5 |
| 9 木材加工 | 5 | 2,678,000 | 3 | 3,373,000 | 5 | 5,502,327 | 8 | 8,988,669 | 8 | 5,690,294 | 3 | 1,010,000 | 6 | 56,964,864 | 38 | 84,207,154 | 3.8 | 1.3 |
| 10 銀行 | 7 | 5,096,000 | | | 0 | | 1 | 10,000,000 | 0 | 5,000,000 | 0 | 0 | 2 | 25,000,000 | 10 | 45,096,000 | 1.0 | 0.7 |
| 11 通信 | | | 1 | 12,940,000 | 0 | | 2 | 27,000,000 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 39,940,000 | 0.3 | 0.6 |
| 12 縫製 | 4 | 4,150,000 | 3 | 4,440,000 | 9 | 2,770,000 | 3 | 3,100,000 | 1 | 300,000 | 5 | 3,885,000 | 8 | 5,520,688 | 33 | 24,165,688 | 3.3 | 0.4 |
| 13 コンサルタント | 3 | 520,332 | 3 | 553,332 | 4 | 620,000 | 4 | 1,900,700 | 1 | 200,000 | 4 | 1,800,000 | 11 | 2,318,888 | 30 | 7,913,252 | 3.0 | 0.1 |
| 合計 | 64 | 54,097,712 | 80 | 133,037,093 | 178 | 465,987,139 | 161 | 533,148,782 | 143 | 1,245,307,116 | 171 | 2,699,690,943 | 191 | 1,136,905,973 | 988 | 6,268,174,758 | 100.0 | 100.0 |

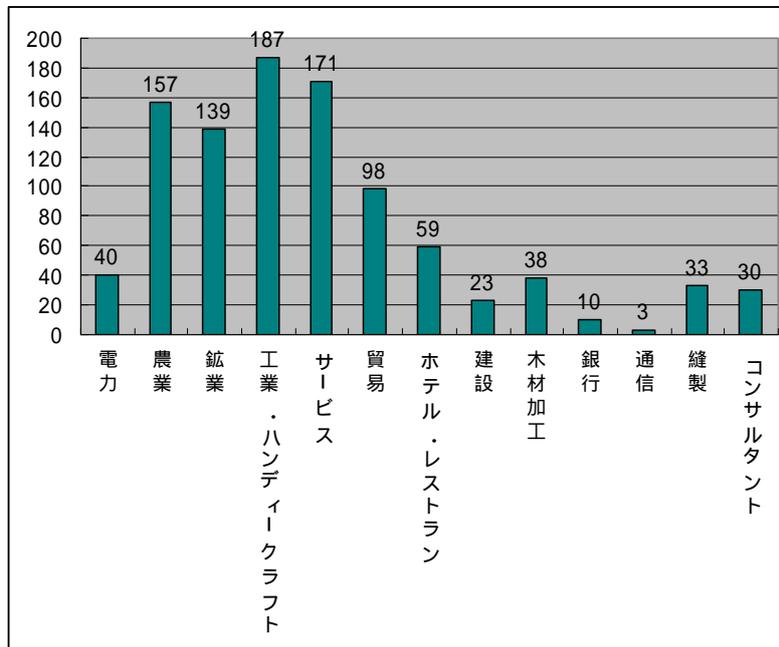
(出所)ラオス投資奨励局(IPD)内部資料より筆者作成

図2 対ラオス外国直接投資(業種別投資額)



(出所)ラオス投資奨励局(IPD)内部資料より筆者作成

図3 対ラオス外国直接投資(業種別件数)



(出所)ラオス投資奨励局(IPD)内部資料より筆者作成

表5 ラオスの経済関連法

| 法律名 | 日本語訳 | 公布・改正日 |
|--|---------|--------------|
| Law on Contract | 契約法 | 1990年7月27日 |
| Law on Insurance | 保険法 | 1990年12月24日 |
| Law on Bankruptcy on Enterprises | 破産法 | 1994年11月5日 |
| Law on Enterprise Accounting | 企業会計法 | 1994年11月5日 |
| Law on Mining | 鉱山法 | 1997年5月31日 |
| Law on the Environmental Protection | 環境保護法 | 1999年4月26日 |
| Law on Telecommunications | 通信法 | 2001年4月25日 |
| Law on Land | 土地法 | 2003年11月5日改正 |
| Law on Customs | 関税法 | 2005年5月25日改正 |
| Law on Resolution of Economic Disputes | 経済係争解決法 | 2005年5月25日 |
| Law on Tax | 税法 | 2005年5月25日 |
| Law on Enterprise | 企業法 | 2005年12月9日改正 |
| Law on Labor | 労働法 | 2007年1月16日改正 |
| Law on Forestry** | 森林法 | |

(注) 法律の分類化はNational Assembly Webサイトを参照

(<http://www.na.gov.la/index.php>)

(出所) 在ラオス日本国大使館(<http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/laos/laolaws.htm>)

Vientiane Times (<http://www.vientianetimes.org.la/Constitution.htm>)、松元秀亮[2008]より筆者作成。

表6 経済関連政令・首相令及び諸決定

| No. | 政令、首相令及び諸決定 | 制定日 |
|-----|---|-------------|
| 1 | ラオス人民民主共和国銀行及びラオス人民民主共和国所管の金融機関の会計に関する首相令 | 1990年1月8日 |
| 2 | 外国通貨及び有価物管理に関する政令 | 1990年9月7日 |
| 3 | 保険法施行に関する首相令 | 1992年1月23日 |
| 4 | 企業会計法施行に関する首相令 | 1992年1月24日 |
| 5 | 商品原産地証明書利用管理に関する首相令 | 1992年12月8日 |
| 6 | 土地税に関する首相令 | 1993年3月13日 |
| 7 | 経済紛争解決に関する首相令 | 1994年7月15日 |
| 8 | 統一商品表及び関税率に関する政令 | 1994年12月31日 |
| 9 | 関税法施行に関する首相令 | 1995年1月1日 |
| 10 | 商号に関する首相令 | 1995年1月18日 |
| 11 | 統一商品表及び関税率施行に関する首相令 | 1995年2月3日 |
| 12 | 労働法施行に関する首相令 | 1995年12月14日 |
| 13 | 事業法施行に関する首相令 | 1996年2月1日 |
| 14 | 税法施行に関する首相令 | 1996年3月22日 |
| 15 | 土地税改定に関する政令 | 1996年5月23日 |
| 16 | 会計監査に関する首相令 | 1996年8月26日 |
| 17 | 水及び水資源法 | 1996年10月11日 |
| 18 | 為替に関する首相令 | 1996年10月22日 |
| 19 | 商業銀行に関する政令 | 1997年3月11日 |
| 20 | 取引高税、賃貸料所得税、最低税、旧物品税及び新物品税改 | 1998年9月28日 |

| | 定に関する政令 | |
|----|---|-------------|
| 21 | 換金債権及び手形に関する首相令 | 1998年12月12日 |
| 22 | 改定税法施行に関する財務省通達 | 1999年1月4日 |
| 23 | 1999年1月4日付け財務大臣通達に基づく各税目の計算の財務書主税局の解説書 | 1999年1月7日 |
| 24 | 土地法施行に関する首相令 | 1999年3月23日 |
| 25 | ラオス人民民主共和国における外国人労働者の導入及び利用に関する労働厚生大臣決定 | 1999年3月23日 |
| 26 | 森林法施行に関する首相令 | 1999年11月15日 |
| 27 | 企業破産法施行に関する首相令 | 2000年6月20日 |
| 28 | ラオス人民民主共和国における外国直接投資奨励管理法施行に関する首相令 | 2001年3月23日 |
| 29 | 環境保護法施行に関する首相令 | 2001年6月4日 |
| 30 | 水及び水資源法施行に関する首相令 | 2001年10月9日 |
| 31 | 輸出入に関する首相令 | 2001年10月11日 |
| 32 | 商品販売業に関する首相令 | 2001年10月11日 |
| 33 | 商品価格管理に関する首相令 | 2001年10月11日 |
| 34 | サワンナケット・セノ経済特別区に関する首相令 | 2002年1月21日 |
| 35 | ビジネス改善室の設置と活動に関する首相令 | 2002年2月11日 |
| 36 | ルアンナムター県ポーテン国境貿易区に関する首相令 | 2002年2月11日 |
| 37 | 国家資本のある企業に関する首相令 | 2002年5月9日 |
| 38 | 国家投資管理に関する首相令 | 2002年5月22日 |
| 39 | 経済・社旗開発計画の立案及び管理に関する首相令 | 2002年8月7日 |
| 40 | 鉱山法施行に関する首相令 | 2002年10月30日 |
| 41 | サワン・セノ経済特区に対する管理規則および奨励策に関する首相令 | 2003年11月13日 |
| 42 | 首相政令第31/PM号『2004外国投資奨励法施行細則』 | 2005年10月12日 |

(出所)在ラオス日本国大使館資料をもとに筆者作成。

表7 ラオス外国投資関連法の制定状況

| 年 | 法 名 |
|-------------|----------------------------|
| 1988年 | 外国投資奨励管理法 |
| 1994年 | 外国投資奨励管理法(改正) |
| 2001年 | 首相政令第46号『ラオス外国投資奨励管理法施行細則』 |
| 2002年 | サワン・セノ経済特別区 |
| 2002年 | ルアンナムター県ポーテン国境貿易区に関する首相令 |
| 2004年10月22日 | 改正外国投資奨励法 |
| 2005年10月12日 | 首相政令第31/PM号『改正外国投資奨励法施行細則』 |

(出所)筆者作成。

第2節 ラオス投資法の変遷

ラオス外国直接投資奨励管理法は1988年に制定され、1994年に最初の改定がおこなわれた後、2004年に2度目の改正が行われた。ラオスは2011年に世界貿易機構(WTO)に加盟する準備を進めていることから、内外の資本を無差別に取り扱うべく外国投資法と国内投資法を統一したラオス投資奨励法を2010年3月に公布した(Vientiane Times [05/03/2010])。

これら4つの投資法の内容がどのように変貌を遂げてきたことかをみることによって、ラオス政府が外国資本、外国投資、外国投資家をどのようにとらえ、管理、奨励してきたかが見えてくるので、4つの投資法を比較する意義がある。

法律名の変更：1988年ならびに1994年の外国投資奨励管理法は、外国投資の「奨励」と「管理」に重点が置かれた法律であったが、2004年の外国投資奨励法には「管理」という文言が消え、「奨励法」となった。ラオスは1997年にはASEANに加盟し、地域経済統合の枠組みのなかに統合されていく過程で、管理という社会主義的な拘束をイメージする文言が消えていった。

投資形態：1988年外国投資奨励管理法では業務提携、合併および完全外資(独資)の3形態であったものが、1994年外国投資奨励管理法では業務提携が消滅してしまった。業務提携は、外国資本の進出を抑制したかたちで、技術や経営ノウハウを学べる機会を得られるので、ラオスにとって好ましい投資形態の一つである。たとえば、外国との合併にふさわしくない通信(情報の流出が予見される)や国有銀行部門では、業務提携は外国企業からノウハウのみを吸収できる。筆者のこの提言をうけて、ラオス政府は2004年外国投資奨励法の投資形態には業務提携が復活した。

資本占有率と資本制限：1988年と1994年外国投資奨励管理法および2004年の外国投資奨励法では100%の独資を認めている一方、合併では、外国資本は30%以上という最低資本占有率が定められていた。また合併・独資ともに10万ドル以上の最低資本制限が設けられている。これは資本希少国であるが故の措置である。2010年統一投資法では、合併については外国資本は10億kip以上かつ10%以上に低下した最低資本制限に変わった。また大規模な土地のコンセッションを必要とするプロジェクトについては、外国資本は30%以上の最低資本制限が設けられているが、最低資本制限については、企業法に準じる。

有効期間：1988年と1994年外国投資奨励管理法での有効期限は、合併で20年、独資で15年という大変短いものであり、外国資本に対する警戒心が強く表れた内容となっていたが、2004年の外国投資奨励法では、合併独ともに50年に2倍以上に延長された。2010統一投資法では、一般事業および特区への投資では無期限に、コンセッション事業および特定経済区開発事業では99年に規定された。投資に対する警戒心が大幅に緩和されるとともに、資本を優遇する姿勢が明確化されてきたといえる。

利潤税率：1988年の外国投資奨励管理法では利潤税は、奨励分野で20～30%、一般投資分野で35～50%であった。1994年の外国投資奨励管理法ならびに2004年の外国投資奨励法では、利潤税は一律20%に低下した。国内投資の利潤税が35%であったので、外国投資は優遇されている。しかし2010年統一投資法では、WTOの内外無差別原則に則り、国内投資と外国投資の双方に区別なく35%の利潤税が計画されている。

利潤税減免措置：1988年外国投資奨励管理法では、利潤計上初年度より2～4年の免税、その後5～6年の半減措置が規定されている。1994年外国投資奨励管理法では減免措置について明確な規定はないが、1988年外国投資奨励管理法を踏襲していた。2004年外国投資奨励法では利潤税の減免措置が地域のインフラ整備状況に従い規定されることとなった。第1地域は、投資に便利な経済インフラストラクチャーの未整備な山岳、高原、平野地域を指定し、7年の間、利潤税が免除され、以後、全利潤の10%の税が課される。第2地域は部分的に投資に便利な経済インフラストラクチャーが保証できる山岳、高原、平野地域を指定し、5年間で、利潤税が免除され、以後3年間で、7.5%の利潤税、それ以後は、15%の利潤税が課される。第3地域は、投資に便利な経済インフラストラクチャーが十分に保証できる山岳、高原、平野地域を指定し、2年間で、利潤税が免除され、以後2年間で、10%の利潤税、それ以後は20%の利潤税が課される。

2010年統一投資法における利潤税減免措置は、2004年外国投資奨励法の地域のインフラ整備度に加えて、事業プロジェクトの奨励度を加味したものに発展している。インフラが未整備な第1地域では奨励度に応じて10年(高奨励度)、6年(中奨励度)、4年(低奨励度)と規定されている。同様に、インフラがある程度整備されている第2地域では奨励度に応じて8年(高奨励度)、4年(中奨励度)、2年(低奨励度)と規定されている。投資に便利な経済インフラが十分に整備されている第3地域では、奨励度に応じて6年(高奨励度)、2年(中奨励度)、1年(低奨励度)と規定されている。低開発地域ほど、利潤税は長期に減免される優遇策がとられている。経済的に開発の遅れた地域に外国直接投資を呼び込みたい政府の方針が読みとれる。また病院、幼稚園、小中高等学校、職業訓練校、専門学校、大学、研究所等の教育・研究投資プロジェクトに対して、上記に継続して5年間の免除期間が延長される。ラオス政府が教育と研究に国の発展の基礎があることを認識した政策といえる。

所得税：1988年外国投資奨励管理法では外国企業に就労する外国人の所得税5～10%、1994年外国投資奨励管理法および2004年外国投資奨励法においても外国人投資家・同外国人職員の所得税10%と優遇されていたが、2010年統一投資法では所得税法に則り、外国人・ラオス人の区別なく、累進課税方式が適用される予定で、所得に応じ0%から最高25%が課税されることにある。ここにもWTO対策が講じられている。

輸入関税：1988年外国投資奨励管理法では輸入税の減免措置が全くなかった。この当時は外資導入による経済発展戦略について政府が無知であったことが伺える。1994年外国投資奨励管理法では、外国企業が加工や輸出に使用する機械、部品、設備など輸入関税は1%に低下されたが、2004年外国投資奨励法ではこれが免税となった。ラオス政府が輸

入代替戦略や輸出促進政策について理解を深めてきたことがわかる。2010年統一投資法では外国企業のみを優遇した輸入関税の免除措置は、WTOの「補助金および相殺関税協定」に抵触するため、明確な輸入関税免除条文はなくなった。

輸出税：1988年外国投資奨励管理法では輸出税の規定は存在していなかったが、1994年外国投資奨励管理法および2004年外国投資奨励法では、あらゆる輸出税は免除され、輸出が奨励された。ところが2010年統一投資法では、輸出のための一般生産品の輸出税は従来通り免除されるが、天然資源、天然資源由来生産品の輸出は、関税法の規定によって課税される。ラオスが比較優位をもつ天然資源については、輸出税を賦課し税収増をはかるとのことである。

雇用制限：1988年外国投資奨励管理法ならびに1994年外国投資奨励管理法では、合併事業および完全所有外国企業は、ラオス人を優先的に雇用しなければならないが、ラオス政府によって必要と認められた場合、外国人を雇用することができるとしている(第16条)。しかし明示的な数値制限はなかった。2004年外国投資奨励法では、必要であれば外国人労働者を雇用できるが、従業員総数の10%を上回ってはならないとの明確な数値制限が賦課された(第12条第5項)。2010年統一投資法では、投資活動において、肉体的・知的労働者を外国から連れてくる必要があり、労働法で規定される比率を超える場合は、投資家は適度な範囲で政府対して審査を申請することが出来る(第66条)とされている。WTOのもとで、外国人の雇用を計画に制限することができないので、数値制限が撤廃されたのである。

土地の使用権：ラオス憲法第17条「所有権・相続権の保障」では、「国家は、組織及び個人の所有に関する権利（占有権、使用権、受益権及び処分権）並びに財産相続権を保護する。土地に関しては国民全体の所有であり、国家は、法律に従い、使用権、譲渡権及び相続権を保障」(瀬戸[2004：336])しているが、現実問題として土地の使用権の保有はラオス人にのみ認められていた。国民議会においてその賛否に関して激しい議論を巻き起こしたが、2010年統一ラオス投資法では、50万ドルを超える投資を行う外国投資家に居住地の使用権を初めて認めることとなった。外国投資家をラオス国内に定着させることが、ラオスの産業の発展、雇用や技術移転の促進に寄与すると判断されたからである。

表8 ラオス投資法の変遷

| | | 1988外国投資奨励管理法 | | | 1994外国投資奨励管理法 | | | 2004外国投資奨励法 | | | 2010統一投資奨励法(ドラフト) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|--|--------|--------|---------------|---------|--------|--------------------------------------|------|--|-------------------|--|----------------|------|-----------|--|---------------------------------|-----|------------------------------------|-----|------------|-----|-------|--|--|-------|--|--|-----------------|
| 対象 | | 外国投資 | | | 外国投資 | | | 外国投資 | | | 内資・外資 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資形態 | | 業務提携 | 合併 | 完全外資 | 業務提携 | 合併 | 完全所有 | 業務提携 | 合併 | 完全外資 | 業務提携 | 合併 | 完全外資 | 完全内資 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資本占有率 | 出資制限 | 規定なし | 10万\$+ | 10万\$+ | / | 30%以上 | 10万\$+ | 10万\$+ | 規定なし | 10万\$+ | 10万\$+ | 10億kip+:外資 10%+ コンセッション事業:外資30%+ | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 有効期間 | 制限なし | 20年 | 15年 | | 20年 | 15年 | 通常50年 最長75年 | | 一般事業:無期限 コンセッション事業:99年 特定経済区開発事業:99年 特区への投資:無期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 利潤税率 | <table border="1"> <tr> <th colspan="2">A. 奨励分野</th> </tr> <tr> <td>道路・橋梁の建設, 灌漑, 植林, プランテーション, 農産物・家畜加工</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>鉱物資源の採取および加工 (石油, 金属, 貴石の採取・加工含まず), 木製品(材木含まず), 医療産業, 教育</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>石油採掘および木材伐採と加工</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <th colspan="2">B. 一般投資分野</th> </tr> <tr> <td>消費財産業, 建築, 修理, サービス業(上記および下記以外)</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>金属・貴石の採掘と加工, ホテル業, 高級レストラン, レジャー産業</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>貿易, 銀行, 保険</td> <td>50%</td> </tr> </table> | | | | A. 奨励分野 | | 道路・橋梁の建設, 灌漑, 植林, プランテーション, 農産物・家畜加工 | 20% | 鉱物資源の採取および加工 (石油, 金属, 貴石の採取・加工含まず), 木製品(材木含まず), 医療産業, 教育 | 25% | | 石油採掘および木材伐採と加工 | 30% | B. 一般投資分野 | | 消費財産業, 建築, 修理, サービス業(上記および下記以外) | 35% | 金属・貴石の採掘と加工, ホテル業, 高級レストラン, レジャー産業 | 40% | 貿易, 銀行, 保険 | 50% | 一律20% | | | 一律20% | | | 一律35%(内資・外資無差別) |
| A. 奨励分野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路・橋梁の建設, 灌漑, 植林, プランテーション, 農産物・家畜加工 | 20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉱物資源の採取および加工 (石油, 金属, 貴石の採取・加工含まず), 木製品(材木含まず), 医療産業, 教育 | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石油採掘および木材伐採と加工 | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B. 一般投資分野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費財産業, 建築, 修理, サービス業(上記および下記以外) | 35% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金属・貴石の採掘と加工, ホテル業, 高級レストラン, レジャー産業 | 40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貿易, 銀行, 保険 | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>利潤税 減免措置</p> | <p>1. 減免制度 利潤計上初年度より免税2～4年 半減：5～6年</p> <p>2. 下記6条件のうち3条件以上を満たすプロジェクトに対して利潤税を2～5%減ずる。</p> <table border="1" data-bbox="241 368 710 798"> <tr> <td>1</td> <td>製品の70%以上を輸出する</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>原材料の70%以上を国内調達する</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下記4要件のうち3要件以上を満たす先進技術の導入 (1)大量生産技術 (2)輸入代替技術, 輸出品生産技術 (3)省エネルギー技術 (4)生産活動における安全性と環境保護を可能とする技術</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>国内の業績不良企業に対する投資</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>経済発展に重要なプロジェクト</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1995年までに設立されるプロジェクト</td> </tr> </table> | 1 | 製品の70%以上を輸出する | 2 | 原材料の70%以上を国内調達する | 3 | 下記4要件のうち3要件以上を満たす先進技術の導入 (1)大量生産技術 (2)輸入代替技術, 輸出品生産技術 (3)省エネルギー技術 (4)生産活動における安全性と環境保護を可能とする技術 | 4 | 国内の業績不良企業に対する投資 | 5 | 経済発展に重要なプロジェクト | 6 | 1995年までに設立されるプロジェクト | <p>規定なし。</p> | <table border="1" data-bbox="1126 188 1532 464"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">地域分類</th> </tr> <tr> <th>利潤税</th> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インフラ</td> <td>未</td> <td>中</td> <td>高</td> </tr> <tr> <td>免税</td> <td>7年 0%</td> <td>5年 0%</td> <td>2年 0%</td> </tr> <tr> <td>減税</td> <td></td> <td>3年 5%</td> <td>2年 10%</td> </tr> <tr> <td>減免後</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>許可を受けた自己の活動の拡大のために用いる利潤は、会計年度において利潤税を免除。</p> | | 地域分類 | | | 利潤税 | 第1 | 第2 | 第3 | インフラ | 未 | 中 | 高 | 免税 | 7年 0% | 5年 0% | 2年 0% | 減税 | | 3年 5% | 2年 10% | 減免後 | 10% | 15% | 20% | <table border="1" data-bbox="1550 188 2159 491"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">地域分類</th> </tr> <tr> <th>利潤税</th> <th>第1地域</th> <th>第2地域</th> <th>第3地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Level 1 高奨励度</td> <td>10年</td> <td>8年</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>Level 2 中奨励度</td> <td>6年</td> <td>4年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>Level 3 低奨励度</td> <td>4年</td> <td>2年</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>免税期間後</td> <td>35%</td> <td>35%</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>病院、幼稚園、小中高等学校、職業訓練校、専門学校、大学、研究所等の設立: 上記プラス5年免除</p> <p>純利益を、自らの事業の拡大に投資した際に、次会計年度の法人税の免除を受けることが出来る。投資家は、3年以内であれば税務官が監査・証明した年次赤字を次会計年度に振り分けることが出来る。期限後は未振り分けの年次赤字を利益と相殺できない。</p> | | 地域分類 | | | 利潤税 | 第1地域 | 第2地域 | 第3地域 | Level 1 高奨励度 | 10年 | 8年 | 6年 | Level 2 中奨励度 | 6年 | 4年 | 2年 | Level 3 低奨励度 | 4年 | 2年 | 1年 | 免税期間後 | 35% | 35% | 35% |
|-------------------------------|--|---|--|--|------------------|----|---|----|-------------------------------|-----|------------------------------|-----|-------------------------------|--------------|---|-----|------|--|--|-----|----|----|----|------|---|---|---|----|----------|----------|----------|----|--|----------|-----------|-----|-----|-----|-----|---|--|------|--|--|-----|------|------|------|-----------------|-----|----|----|-----------------|----|----|----|-----------------|----|----|----|-------|-----|-----|-----|
| 1 | 製品の70%以上を輸出する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 原材料の70%以上を国内調達する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 下記4要件のうち3要件以上を満たす先進技術の導入 (1)大量生産技術 (2)輸入代替技術, 輸出品生産技術 (3)省エネルギー技術 (4)生産活動における安全性と環境保護を可能とする技術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 国内の業績不良企業に対する投資 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 経済発展に重要なプロジェクト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 1995年までに設立されるプロジェクト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域分類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利潤税 | 第1 | 第2 | 第3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インフラ | 未 | 中 | 高 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免税 | 7年 0% | 5年 0% | 2年 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税 | | 3年 5% | 2年 10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減免後 | 10% | 15% | 20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域分類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利潤税 | 第1地域 | 第2地域 | 第3地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Level 1 高奨励度 | 10年 | 8年 | 6年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Level 2 中奨励度 | 6年 | 4年 | 2年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Level 3 低奨励度 | 4年 | 2年 | 1年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免税期間後 | 35% | 35% | 35% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>所得税</p> | <p>外国企業に就労する外国人の所得税5～10%</p> | <p>外国人投資家・同外国職員の所得税10%</p> | <p>外国人投資家・同外国職員の所得税10%</p> | <p>外国人・ラオス人の区別なく、税法における所得税に従う。</p> <table border="1" data-bbox="1550 866 2159 1163"> <thead> <tr> <th>所得</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300,000Kip以上1,500,000Kip以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>1,500,001kip以上 4,000,000Kip以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>4,000,001Kip以上8,000,000Kip以下</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>8,000,001Kipから15,000,000Kip以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>15,000,001Kip以上</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> | 所得 | 税率 | 300,000Kip以上1,500,000Kip以下 | 5% | 1,500,001kip以上 4,000,000Kip以下 | 10% | 4,000,001Kip以上8,000,000Kip以下 | 15% | 8,000,001Kipから15,000,000Kip以下 | 20% | 15,000,001Kip以上 | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得 | 税率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300,000Kip以上1,500,000Kip以下 | 5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,500,001kip以上 4,000,000Kip以下 | 10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4,000,001Kip以上8,000,000Kip以下 | 15% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8,000,001Kipから15,000,000Kip以下 | 20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15,000,001Kip以上 | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>輸入関税</p> | <p>輸入税の減免措置なし。</p> | <p>1. 投資プロジェクトや生産的企業の操業に使用される設備、生産手段、スペア・パーツならびにその他の資材の輸入に対し、輸入税1%</p> <p>2. 加工や再輸出のために輸入される原料や中間財に対する輸入関税は免除</p> | <p>1. 機材、部品、直接生産設備、国内にない又は不十分な原材料、輸出品として加工又は組み立てのために輸入される半成品に対する輸入関税及び輸入税の免除政策を受ける。</p> <p>2. 原料及び輸入代替品として、加工又は組み立てのために輸</p> | <p>1. 機具、原料、生産に直接使用する車両の輸入関税の免除。輸入関税の免除は別途定める法律に従う。</p> <p>2. あらゆる化石燃料の輸入は関税、その他の税の免除は受けることが出来ない(第52条)。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------------|---|--|---|---|
| | | | 入された半成品に対しても、関税、輸入税の免除又は減税。 | |
| 輸出税 | | 輸出税免除 | 輸出税免除 | 輸出のための一般生産品の輸出関税の免除。天然資源、天然資源由来生産品の輸出は、関税法の規定に従う。 |
| 雇用制限 | 合併事業および完全所有外国企業は、ラオス人を優先的に雇用しなければならない。しかしラオス政府によって必要と認められた場合、外国人を雇用することができる(第16条)。明示的な数値制限なし。 | 外国投資家は、被雇用者としてラオス人を優先的に募集ならびに雇用しなければならない。しかし、必要な場合には、ラオス人民民主共和国政府当局の認可を受けて、外国人熟練労働者ならびに外国人技術者を雇用する権利を有する(第11条)。明示的な数値制限なし。 | 必要であれば外国人労働者を雇用できるが、従業員総数の10%を上回ってはならないとの明確な数値制限が賦課された(第12条第5項) | 投資活動において、肉体的・知的労働者を外国から連れてくる必要があり、労働法で規定される比率を超える場合は、投資家は適度な範囲で政府に対して審査を申請することができる(第66条)。 |
| その他 優遇措置 | | | 利潤税の減免期間、最低税が免除される。 | 50万ドル以上の投資を行う外国投資家は、居住地の使用権を保有することができる。 |

第3節 2010統一ラオス投資奨励法とWTO補助金および相殺措置に関する協定

WTOの「補助金および相殺措置に関する協定」(Agreement on Subsidies and Countervailing Measures [SCM])は、政府が国内産品を優先使用する企業に対する補助金を交付することや、輸出を行う企業に補助金を与えることを禁じている。SCM協定に違反しない外国投資法を制定するためには、2007年2月に米国とメキシコが、中国の補助金措置が「中国WTO加盟議定書」(Protocol on the Accession of the People's Republic of China [PAC])ならびに「補助金および相殺措置に関する協定」(Agreement on Subsidies and Countervailing Measures [SCM])に違反するとしてWTOに告訴した事案をみるとよい。米国とメキシコが訴えた中国の補助金措置違反は「国内産品優先使用補助金」に関する3項目と、「輸出補助金」に関する6項目の計9項目からなる。

前者は、国内産品を購入する企業に補助金を交付したり税金を減免したりすることを禁止するため、開発途上国は国内の特定産業の育成を目指した産業政策を実施しにくくなった。同様に最低限の国内産の部品購入を義務付けるローカルコンテンツ法もまた禁止される。

後者はたとえば産出の70%以上を輸出する企業に法人税等の減免措置を与えることを禁じているため、開発途上国は輸出産業の育成を目的とした産業政策を実施し難い。ラオスのような最貧国がWTOに加盟する場合、加盟から8年間の猶予措置が認められるが、それ以後は国内産品優先使用補助金も輸出補助金も禁止される。従ってラオスは2011年にもWTOに加盟する準備をしているため、SCM協定に違反しない外国投資法を制定する必要がでてきた。それが、国内投資と外国投資を一つの法律に統合した2010統一ラオス投資法である。

表9 米国・メキシコが提訴した中国の国内産品優先使用補助金・輸出補助金

| | 根拠条文 | 備考 |
|------------------------------------|--|---|
| < 国内産品優先使用補助金 > | | |
| 1. 国産設備購入に支払った増値税(17%)の全額還付措置 | 補助金協定第3.1条(b)、GATT第3.4条(内国民待遇)、TRIM第2.1条(GATT第3.4条違反に基づく貿易関連投資措置)、中国WTO加盟議定書第7.2(GATT第3条違反に基づく非関税措置)、第7.3条(国産品使用要求) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外資企業(外資25%以上) ➤ 外資奨励業種³のみ適用。 |
| 2. 国産設備購入に係わる法人税の免税措置 | 補助金協定第3.1条(b)、GATT第3.4条(内国民待遇)、TRIM第2.1条(GATT第3.4条違反に基づく貿易関連投資措置)、中国WTO加盟議定書第7.2(GATT第3条違反に基づく非関税措置、第7.3条(国産品使用要求)) | 外資奨励業種等を対象に、国産設備投資部分の40%を設備購入した年度の法人税から控除することができる制度 |
| 3. 先進技術等の設備投資に係わる法人税の免税措置 | SCM 3.1(b), GATT III.4, TRIMs 2.1, PAC 7.2 and 7.3. 補助金協定第3.1条(b)、GATT第3.4条(内国民待遇)、TRIM第2.1条(GATT第3.4条違反に基づく貿易関連投資措置)、中国WTO加盟議定書第7.2(GATT第3条違反に基づく非関税措置、第7.3条(国産品使用要求)) | 内資企業を対象に、先進技術 ⁴ 等の国産設備投資部分の40%を設備購入した年度の法人税から控除することができる制度。 |
| < 輸出補助金 > | | |
| 4. 2免3減後(2年間法人免税の後、3年間半減)のさらなる減税制度 | SCM 3.1(a) 補助金協定第3.1条(a) | その年度に輸出した製品が総生産額の70%以上を占めた外資企業に対し、法人税が半減、あるいは10%の率で徴収される(既に15%の軽減率で徴収された企業に適用) |
| 5. 外資奨励業種等への地方所得税の減税・免税措置 | 補助金協定第3.1条(a) | 外資奨励業種リストの13に「許可類のプロジェクトでは輸出比率100%が要件」と明記されているのが問題。 補足: 外資奨励業種等に対して、地方政府は状況に応じて、地方所得税(3%)の減免等が可能な制度。 |
| 6. 輸出企業あるいは先進技術企業の再投資に係わる減税措置 | 補助金協定第3.1条(a) | 当該企業から得た利益を直接当該企業の増資に向けるか、その他の外資企業に資本投下し、これらの被投資企業の経営期間が5年以上の場合、再投資部分の利益に対応する既納付企業の法人税額の40%が還付できる |

| | | |
|------------------------------------|---------------------------------|---|
| | | <p>制度。</p> <p>(計算例) 100万円を再投資した場合の還付額</p> <p>再投資額: 100万円</p> <p>国税15%、地方税3%</p> <p>還付額: 課税ベース × 国税税率 × 還付率</p> $\{100 \text{ 万 元 } / (1 - [15\%+3\%])\} \times 15\% \times 40\% = 73.170 \text{ 元}$ |
| 7. 従業員への各種補助金に対する免税 | 補助金協定第3. 1条(a) | 70%以上の輸出企業の労働保険、複利費用、住宅補助金を除き、対象となる従業員の補助金が存在するかは不明(METI調べ) |
| 8. 商業銀行の輸出優良企業に対する貸出金利の引き下げ(最大10%) | 補助金協定第3. 1条(a)および第1. 1条(a) (iv) | 最大10%。輸出外国為替収受考査試行弁法賞罰細則(00年銀発第58)号「第3条、第6条」に基づく措置。 |
| 9. 輸入設備の関税・増値税の免除 | 補助金協定第3. 1条(a) | 輸入設備の免税条件として、外資奨励業種かつ技術ライセンスを伴うことなどの要件がある。 |

(出所) ジェトロ海外調査部 / 経済分析部[2007] 『米国が提訴した中国の輸出補助金等9項目』および DISPUTE SETTLEMENT: DISPUTE DS358 China Certain Measures Granting Refunds, Reductions or Exemptions from Taxes and Other Paymentsより筆者作成。

1988年4月19日制定，7月25日公布．

ラオス人民民主共和国は，諸外国との間に，経済的な面のみならず科学・技術的な面からも協力関係を拡大し，潜在的な資源を経済開発のために利用すべく国際分業を促進し，さらに輸出の促進，自給自足的自然経済から商品生産経済への転換，また農業，工業，サービス産業よりなる合理的な経済構造の構築，ラオス国家の繁栄と強化を徐々にもたらすことを目的として，最高人民委員会はこちらに外国投資法を採択する．

【第1章】 総 則

第1条 ラオス人民民主共和国は，

- 1．外国在住ラオス人を含む外国の組織および個人（以後外国投資家と呼ぶ）が，わが国の法律を遵守し，互恵の精神に則り，科学技術の導入を通じて，わが国に投資することを認可し，奨励する．
- 2．投資ライセンスの中に明記された外国投資家の資本，資産，利益に対しその様々な権利を認める．また外国投資家の資本および資産を徴用，没収，および国有化しない．国家は外国投資家に好ましい投資環境をつくるべく努力する．
- 3．農業，林業，工業，通信，サービスおよび観光の分野への外国投資を認可する．

第2条 奨励分野

ラオス人民民主共和国は，下記の分野への投資を奨励し，特別な優遇措置を与える．

- 1．わが国の原材料や天然資源を使用し，主に輸出品もしくは輸入代替品を生産するために近代技術を使用する農業，林業，工業分野への投資．
- 2．重要な役割を果たすインフラストラクチャーの建設．

【第2章】 投資形態

第3条 外国投資家の投資形態

- 1．業務提携（business by contract）

2. 合弁事業(joint-venture)
3. 完全所有外国企業 (wholly-foreign-owned enterprise)

第4条 業務提携の定義

業務提携とは、外国投資家と、わが国における国営経済諸機関、協同組合、官・民合弁企業、個人（以後国内投資家と呼ぶ）との間に築かれる協力関係を意味する。

第5条 合弁事業の定義

合弁事業とは、外国投資家と国内投資家の双方によって協同で設立、所有、操業される企業のことを意味する。合弁事業の組織、経営管理、企業活動については、合弁事業規定、憲章ならびに契約にしたがわなければならない。

合弁事業体は、わが国の法令、規定に則った法人組織である。

合弁事業によって計上された利益や営業損失、不慮の事態によって引き起こされたりリスクは、寄与率にしたがい双方で配分されなければならない。

第6条 合弁事業に対する投資家の資本および資産の寄与形態。

1. 外国投資家は、貨幣資本、工場、部品、機械、設備、材料、専門知識、技術等を提供する。
2. 国内投資家は、貨幣資本、土地、河川、天然資源、建設労務、機械の設置、専門知識、技術等を提供する。

第7条 責任の所在

合弁のパートナーが導入した機械、設備、ノウハウ、技術を通じて、営業損失や損害が生じたことが判明した場合、そのパートナーは法律にしたがって損失の責任を負わねばならない。

第8条 外国投資家の最低資本占有比率義務

外国投資家による初期投下資本に対する資本占有比率に上限を設けないが、外国投資家は最低でも30%を下回ってはならない。

寄与される資本および資産の評価額は現行の国際市場価格に基づいて算定され、ラオス通貨もしくは双方合意の外国通貨によって合弁事業契約書の中に明記されなければならない。占有資本を第三者に譲渡する場合、事前に合弁事業のパートナーの許可を受けなければならない。

第9条 保険加入

合弁事業資産は、双方合意の保険会社において付保されうる。

第10条 合弁事業契約の期間、延長、中止

合併事業の期間は、双方の合意のうえ、契約書に明記され、ラオス政府の確認を受ける。双方は契約終了の1年前に期間の延長を協議できる。

契約終了期日以前であっても多大な営業損失等を抱えた場合は、合併事業を中止することができる。ただしこの旨をラオス政府に通知しなければならない。

第11条 外貨自己調達原則

製品の輸出と国内販売の比率について双方が合意することによって、通常の事業活動を継続するために必要な外貨を自ら創出しなければならない。

第12条 役員会の設置

合併事業にあっては、少なくとも3名からなる役員会を設置し、事業を統括しなければならない。役員会の構成は資本寄与率にしたがって割り当て、指名される。役員会議長は双方の話し合いを通じて指名される。

役員会は、満場一致の原則に基づき合併事業の組織および活動に関する重要問題の決議権を有する。役員会は、合併事業の日常業務を監督する職員を任命することができる。

第13条 完全所有外国企業の設立認可

ラオス国諸法令にしたがい法人組織として100%完全所有外国企業の設立を外国投資家に認める。

第14条 完全所有外国企業の操業期間

完全所有外国企業の操業は15年を超えてはならない。ただし、生産部門の特徴にかんがみ15年を超える操業が認められる場合もある。

【第3章】 外国投資家の権利、恩典および責務。

第15条 外国投資家の保護、操業計画および価格決定への不介入

政府は、法律によって外国投資家の資産を保護するとともに、操業計画や価格決定に介入しない。

第16条 雇 用

合併事業および完全所有外国企業は、ラオス人を優先的に雇用しなければならない。

しかしラオス政府によって必要と認められた場合、外国人を雇用することができる。外国人就労者は就労期間中にラオスの法律および規定を遵守しなければならない。同期間中の家族の国内滞在を認める。

上記企業で就労するラオス人および外国人就労者は、雇用契約を通じてその権利、恩典および責務が付与される。給与および賞与は、契約にしたがいキップ貨もしくは外国通貨によって支払われる。

第 17 条 口座勘定の開設と会計制度の採用

合併企業および完全所有外国企業は、わが国の銀行もしくはわが国に設立された外資系銀行においてキップ建てもしくは外貨建て口座勘定を開設しなければならない。また国際基準ならびに原則に合致し、ラオス政府によって認可された会計制度を採用しなければならない。またラオス国財政当局の定期的監査を受けなければならない。

第 18 条 換 金

外国投資家によるキップ貨と外国通貨の換金は、各時点の市場レートと合致したラオス銀行の定める外国為替レートにしたがって行われる。

第 19 条 資金の本国送金，第三国送金の自由

外国投資家は、ラオス国金融当局の規定にしたがい、ラオスの銀行もしくはラオスに設立された外資系銀行支店を通じて本国もしくは第 3 国へ資金を送金できる。

第 20 条 就労外国人の所得税

外国企業に就労する外国人は、月額所得の 5 ~ 10 % の所得税を支払わなければならない。また生活費控除後、所得の残りをラオスの銀行もしくはラオスに設立された外資系銀行支店を通じて本国もしくは第三国へ送金できる。

第 21 条 利潤税率

特別な優遇措置が与えられている奨励分野に就業する業務提携企業、合併事業体、完全所有外国企業に対する利潤税率は、20 % ~ 30 %、その他の分野においては 35 %、貿易業、ホテル業、サービス業に対しては 35 % 以上の利潤税が賦課される。

第 22 条 利潤税の減免と再投資利潤の非課税。

合併事業体および完全所有外国企業は、利潤計上初年度より 2 ~ 4 年間利潤税の支払が免除される。さらに免除期間終了後引き続き 2 年間において利潤税は、投資分野、資本投資規模、輸出額、就業期間等をかんがみ、半額免除される。

免税期間中にいかなる利潤も計上できない外国企業は、当該計上損失を 5 年を限度として翌年以降に持ち越したうえ、利潤から当該損失を控除できる。

外国投資家が計上利潤を運用してラオス国内に再投資する場合、租税当局は再投資利潤を非課税扱いとする。

第 23 条 地代，水道代および資源採掘料の支払

業務提携企業，合併事業体および完全所有外国企業は，適切な料率で，地代，水道料金および天然資源採掘料を支払わなければならない。

第 2 4 条 輸入税

業務提携企業，合併事業体および完全所有外国企業によって輸入される原材料，部品，生産手段ならびに商品に対して，関税規定にしたがい輸入税が賦課される。

第 2 5 条 内部留保

利潤税の支払後，利潤の残りを種々の目的のために内部留保として積み立てることができる。内部留保額については，役員会で決定され，企業規定もしくは憲章の中に明記される。

第 2 6 条 調停および仲裁

パートナー間の争議は，相互協議もしくは調停を通じて自主解決の道を探るべきであるが，万一そのような協議・調停が不調に終わった場合には，双方合意の然るべき商事仲裁機関に調停案件を委任しなければならない。

第 2 7 条 環境保全および衛生

業務提携企業，合併事業体および完全所有外国企業は，環境保全，衛生，労働者の安全のために必要な措置をとらなければならない。またラオス国の諸規定にしたがいラオス人就業者のために社会保険に加入しなければならない。

第 2 8 条 その他

外国投資家は，いくつかの場合において租税の減免およびその他の特権を与えられる。

【第 4 章】 終 則

第 2 9 条 外国投資管理局

ラオス人民民主共和国閣僚評議会のもとに設置される外国投資管理局（以後投資管理局と呼ぶ）は，わが国の外国投資に派生する諸問題を直接解決する権限を有する。

第 3 0 条 設立認可のための必要書類

外国投資家は設立のために下記の書類を投資管理局へ提出しなければならない。

- 1．業務提携，合併事業，または完全所有外国企業の設立申請書もしくは設立要望書。
- 2．契約草案。

3. 企業規定草案もしくは企業憲章草案.
4. 投資の経済・技術フィージビリティ報告.
5. 投資管理局によって要請されるその他の書類.

第31条 設立認可通知

ラオス人民民主共和国閣僚評議会の投資管理局は上記書類を審査し、合併事業および完全所有外国企業については申請書類受付日より90日以内に、業務提携については30日以内にその認可の是非を当事者に通知する。投資管理局は署名および刻印の押された文書によって、投資許可、通知事項、ライセンスを付与する。

外国投資家は投資許可受諾後90日以内に投資活動の進捗状況について投資管理局へ報告する義務を負う。

第32条 ラオス人民民主共和国閣僚評議会は、本投資法を実施するうえで必要かつ詳細な規定を別途発行する。

資料2 1994年ラオス外国投資奨励管理法

ラオス人民民主共和国
平和・独立・民主主義・統一・繁栄

国民議会 No.01/94

ラオス外国投資管理委員会 編

日本ラオス協会 発行
三重大学 鈴木基義 訳⁶

本法は、1994年3月14日に国民議会によって採択され、同年4月21日に大統領令第23号により発布、同年6月20日より施行される。

【第1節】 一般規定

第1条 外国投資の奨励⁷⁾

ラオス人民民主共和国政府は、外国の個人もしくは法人が、ラオスの法律および規則を遵守し、互恵の精神に則り、わが国に投資することを奨励する。そのような個人もしくは法人を、以後「外国投資家」と呼ぶ。

第2条 投資分野

外国投資家は、農業、林業、製造業、エネルギー、鉱物資源採取、手工芸、通信、運輸、建設、観光、貿易、サービス等、合法的なすべての経済活動分野に対する投資とそれによって設立された企業の操業を行うことができる。

外国投資家は、国家安全保障、自然環境、公衆衛生、我が国の文化に有害な影響を及ぼしたり、ラオスの法律および規則に抵触する分野への投資ならびに企業の操業をしてはならない。

第3条 投資家の保護

ラオス人民民主共和国における外国投資家の財産や行われた投資は、ラオスの法律および規則により

完全に保護される。そのような財産ならびに投資は、公共の目的以外に徴用、没収および国有化されることはないが、そのような場合にも、即座に、十分に効果的な補償がなされるであろう。

【第2節】 外国投資の形態

第4条 外国投資の形態

外国投資家は、以下の2つの形態のいずれかにより投資する。

1. 1人もしくは2人以上のラオス投資家との合弁事業(Joint Venture)
2. 完全所有外国企業(Wholly Foreign-Owned Enterprise)

第5条 合弁事業の定義

合弁事業とは、ラオス人民民主共和国の法律および規則のもとで設立、登録される外国投資のことをいい、1人もしくは2人以上の外国投資家と1人もしくは2人以上の国内のラオス投資家によって共同で所有、操業される企業のことを意味する。

合弁事業の組織、経営管理、企業活動ならびに当事者間の関係については、当事者間の契約と、ラオス人民民主共和国の法律および規則に基づいた「合弁事業提携約款」(Joint Venture's Articles of Association)を作成し、これに従わなければならない。

第6条 外国投資家の最低資本占有比率義務

合弁事業に投資する外国投資家は、最低でも株式投資総額の30%を下回ってはならない。外国投資家によって投下される資本は、ラオス銀行の設定する、株式支払い当日の為替レートに従ってラオス国通貨に換金されなければならない。

第7条 完全所有外国企業の定義

完全所有外国企業とは、国内のラオス投資家の参加を求めずに、1人もしくは2人以上の外国投資家により、ラオス人民民主共和国の法律および規則に従って登録される外国投資のことをいう。ラオス国内に設立されたそのような企業は、新会社であつたり、外国企業の支店もしくは代表部である。

第8条 完全所有外国企業の提携約款

外国企業の子会社もしくは代表部として設立された外国投資は、ラオス人民民主共和国の法律および規則に則ったもので、「外国投資管理委員会」(Foreign Investment Management Committee---FIMC)の承認を受けた「提携約款」(Articles of Association)をもたねばならない。

第9条 外国投資の法人設立および登録

外国投資による法人設立ならびに登記は、ラオス人民民主共和国の「商法」の諸規定に準じる。

【第3節】外国投資家の恩典、権利および責務。

第10条 外国投資家の保護、土地の貸借および操業の自由

ラオス人民民主共和国政府は、ラオスの法律および規則に従って外国投資と外国投資家の財産を保護する。外国投資家はラオス国内の土地を貸借することができる。また土地の貸借から稼得される利益を移転することができる。外国投資家は土地や他の動産に改良を加えたり、またそこから稼得される利益を移転することができる。

外国投資家はラオス人民民主共和国の法律および規則のなかで企業を自由に操業することが認められる。政府はこれらの企業の経営に干渉しない。

第11条 ラオス人の優先的雇用義務と外国人熟練労働者・技術者の雇用

外国投資家は、被雇用者としてラオス人を優先的に募集ならびに雇用しなければならない。しかし、必要な場合には、ラオス人民民主共和国政府当局の認可を受けて、外国人熟練労働者ならびに外国人技術者を雇用する権利を有する。

外国投資家は、ラオス国内もしくは外国における研修を通じて、ラオス人被雇用者の技能の向上に努めるべくその責務を負う。

第12条 外国投資家の出入国、国内旅行、滞在および個人所得税

ラオス人民民主共和国政府は、外国投資家、外国人職員および同家族のラオス国領内への出入国、国内移動ならびに滞在に便宜を図る。ラオス国内に滞在する間は、ラオス人民民主共和国の法律ならびに規則の適用を受けるとともに同法律および規則に従わなければならない。

ラオス国内で働く外国投資家ならびに同外国職員は、ラオス国内で稼得した所得の一律10%を個人所得税として支払わなければならない。

第13条 口座勘定の開設

外国投資家は、ラオス人民民主共和国内に設立されたラオスの銀行もしくは外資系銀行にラオス国通貨建てもしくは交換可能な外国通貨建て口座勘定を開設しなければならない。

第14条 ラオス会計制度の採用

外国投資家は、企業の財務管理にラオスの会計制度を採用しなければならない。外国投資家は、ラオス会計諸規定に従い、ラオス国財政当局の定期的監査を受けなければならない。

第15条 投資収益および資本の本国送金

外国投資家は、外国為替および貴金属管理に関する法律および規則に従い、ラオス銀行の設定する、送金当日の為替レートに従ってラオスの銀行もしくはラオスに設立された外資系銀行を通じて本国もしくは第3国へ外国投資収益および資本を送金することができる。

同外国職員もまた、個人所得税等その他のすべての税金支払後に、所得を送金することができる。

第16条 法人税、部門別特殊税および鉱区使用料

本法の適用のもとにある外国投資は、ラオス人民民主共和国の法律および規則の諸規定に従って計上される利潤に対し、年一律20%の法人税を支払わなければならない。

その他の税、関税、手数料は、ラオス人民民主共和国の法律および規則に従って支払われなければならない。

天然資源の採取やエネルギーの創出のための外国投資に関しては、部門別特殊税および鉱区使用料が、投資家とラオス人民民主共和国との間で締結したプロジェクト協定書に明記される。

第17条 輸出・入関税

外国投資は、投資プロジェクトや生産的企業の操業に使用される設備、生産手段、スペア・パーツならびにその他の資材の輸入に対し、輸入価格の一律1パーセントの輸入関税を支払う。加工や再輸出のために輸入される原料や中間財に対する輸入関税は免除される。輸出完成品のすべてに対し、輸出税が免除される。

輸入代替のために輸入される原料および中間財は、ラオス政府の奨励策に従い、特別割引税の対象となる。

第18条 大規模投資に対する恩典

ラオス政府の特別な措置や決定により、投資規模が大きく、ラオスの社会・経済的發展に大きな影響を及ぼし得ると判断される外国投資に対し、外国投資家は、本法第16条に規定された利潤税あるいは第17条に規定された輸入関税の減免措置を含む特典や恩典が付与される。

自由貿易地区もしくは投資奨励地区の設立の折りに、ラオス政府は、これに関する特別規定と一般規定を発行する。

第19条 内部留保

利潤税支払い後、外国投資家は、企業戦略と「提携約款」に従い、企業の効率性を継続的に改善するために企業の操業ならびに発展に必要な様々な準備金として、利潤の一部を毎年留保することができる。

第20条 自然環境および労働者の保護

本法の適用のもとにある外国投資は、いかなる時もラオス人民民主共和国の法律および規則に従って操業しなければならない。特に外国投資家は、その設備、工場、営業活動が自然環境や被雇用者の健康と安全を守るにとどまらず、社会全般を広く保護し、さらにラオスの政策、法律および規則に合致するかたちで被雇用者のための社会保障や福利厚生計画に資することを確かなものにするような適切なあらゆる措置をとらねばならない。

第21条 調停および仲裁

外国投資のパートナー間もしくは外国投資家とラオス投資家のパートナー間において争議が発生した場合、まず初めに相互協議もしくは調停を通じて自主解決の道を探るべきである。

万一、そのような協議・調停が不調に終わった場合には、双方合意の上でラオスの商事仲裁機関もしくはこれに代わる内外の争議解決機関、あるいは外国の然るべき商事仲裁機関に調停案件を委任しなければならない。

【第4節】外国投資管理機関

第22条 外国投資管理委員会の設置

ラオス人民民主共和国政府は、ラオス国内への外国投資を奨励および管理するために「外国投資管理委員会」(FIMC)なる国家機関を設ける。

外国投資管理委員会(FIMC)は、本法の執行ならびにラオス人民民主共和国国内への外国投資の保護および奨励にその責任を負う。

第23条 外国投資管理委員会の行政サービス

ラオス国内において行われたすべての外国投資は、当該省庁および関連地方行政当局との協力を仰ぎながら、投資家とラオス政府を結ぶ窓口として外国投資管理委員会(FIMC)の一元的行政サービスを通じ

て、支援、認可、監督される。

第 24 条 外国投資の法的設立

外国投資家が、外国投資管理委員会(FIMC)より書面による外国投資許可証を受領して初めて、外国投資は、法的に設立されたものと見なされる。

第 25 条 申請書および付属書類の提出義務

外国投資許可証の発行を要望する外国投資家は、外国投資管理委員会(FIMC)が規則によって規定する申請書ならびに付属書類を提出しなければならない。

ラオス政府によって特に奨励される投資案件に対し、外国投資管理委員会(FIMC)は、原則としてこれを事前承認する。

第 26 条 外国投資許可決定に要する期間

申請書および付属書類の提出を受けて、外国投資管理委員会(FIMC)はこれを審査し、外国投資の許可決定を行う。申請書類提出日より 60 日以内に申請者に対し許可決定の是非を通知する。

外国投資管理委員会(FIMC)より協議を受けた当該省庁ならびに関係地方行政当局は、同 60 日のうちの 20 日を最長限度として投資決定についてその意見を答申しなければならない。

第 27 条 投資計画への着手

外国投資家は、外国投資管理委員会(FIMC)より発行された投資許可証の受領後 90 日以内に、同許可証を登録したうえで、投資実行可能性調査に含まれる実施計画に則り、外国投資管理委員会(FIMC)によって賦与された許可証の期間および条件に従い、またラオス人民民主共和国の法律および規則に従い、投資計画に着手しなければならない。

第 28 条 外国投資管理委員会の責務

外国投資管理委員会(FIMC)は、投資実行可能性調査と投資許可証の期間および条件に従い、またラオス人民民主共和国の法律および規則に従い、外国投資が速やかに実施されるよう、その進捗状況を監督し、当該省庁および地方行政当局との協力を仰ぐべくその責任を有する。

当該省庁および関係地方行政当局は、投資状況を監督し、速やかに投資が遂行されるようその責任を有する。

第 29 条 協定違反

外国投資家は、協定や外国投資許可証の期間および条件、もしくはラオス人民民主共和国の法律および規則に違反した場合、違反事項が通知されるので、即座に違反行為を中止するように指導される。投資家が依然として違反行為を継続するかもしれない、その違反行為が悪質な場合、投資家の外国投資許可証の一時停止もしくは取り消し処分を受ける。そのうえで、外国投資家は、ラオス人民民主共和国の法律および規則のもとで制裁を受けることになるであろう。

【第5節】 最終規定

第30条 施行

本法は、批准日より60日後に施行される。

本法の施行により、1988年4月19日に制定された旧「ラオス人民民主共和国外国投資法 No.07/SPA（最高人民議会⁽⁸⁾第7号）」は失効するが、旧外国投資法(No.07/SPA)のもとで行われた外国投資に賦与された権利、恩典、責務はそのまま継続される。

本規定にもかかわらず、旧外国投資法(No.07/SPA)のもとで外国投資許可証を受けた外国投資家で本法の適用を受けることを要望するものは、本法施行日より120日以内に外国投資管理委員会(FIMC)に対し、書面にてその旨を請願することによりその適用を受けることができる。外国投資管理委員会(FIMC)は、無条件で同請願を承諾する。請願が承諾された外国投資家は、旧外国投資法(No.07/SPA)のもとで賦与された権利、恩典、責務を失う。

第31条 投資令細則の発行

ラオス人民民主共和国政府は、本投資法を実施するうえで必要な「投資令細則」を別途発行する。

1994年3月14日 ヴィエンチャン

国民議会議長

Saman VIYAKET

2004年10月22日 ビエンチャン特別市

鈴木基義 監訳⁹

小山峰子 訳

第1節 総則

第1条 目的

外国投資奨励法は、効果的な生産力の拡大、工業化の受入及び着実な近代化、国民の生活の改善を図り、堅実な国家の発展を形成するために、経済分野において、外国との関係及び協力、資金源の利用、知能の活用に焦点をあて、ラオス人民民主共和国（訳者注：以下ラオスという）における外国投資の奨励、保護及び管理に関する原則、規則及び処分を定めるものである。

第2条 用語の定義

外国投資とは、事業を営むために外国投資家が、ラオスに資産、技術及び知識で構成される資本を持ち込むことを意味する。

外国投資家とは、ラオスに投資する外国の自然人又は法人を意味する。

国内投資家とは、ラオス人の自然人又は組織、永住者及び無国籍者で構成されるラオスに居住する共同出資者、外国と事業協力をする者を意味する。

資産とは、貨幣、物及び知的財産を意味する。

外国投資企業とは、ラオスに設立された100パーセント外国投資企業、合併企業及び契約に基づく業務提携を意味する。

第3条 外国投資の奨励

外国投資家は、国家の安定を脅かす活動、現在、今後の環境、健康若しくは国の良俗に対し悪影響を及ぼすものを除く全ての分野の生産、事業、及びラオスの全ての投資地域に投資することができる。

政府は、外国投資家に対する、関税、租税、規則、処分（又は対策）情報の提供、サービス及び他の便宜政策をもって、本法16条及び17条に規定した分野の活動、投資地域への外国投資家の投資を奨励する。

第4条 外国投資保護

ラオスに於ける外国投資家の財産及び投資したものは、ラオスの法律により、国有化されないことを含め、徴用や没収されることなく保護される。但し、公共利用の必要がある場合を除くが、法律の規定に基づき補償金を受取ることができる。

第2節 外国投資の形態

第5条 外国投資の形態

外国投資家は、以下の形態をもって投資することができる。

- 1．契約に基づく業務提携
- 2．外国投資家と国内投資家との合弁企業
- 3．100パーセント外国投資企業

第6条 契約に基づく業務提携

契約に基づく業務提携とは、ラオスにおいて新たな法人を設立せず、国内及び外国投資法人が互いに業務を提携することである。

目的、協力形態、事業活動の期間、両者の権利、義務、責任及び利益は、契約に規定する。

第7条 合弁企業

合弁企業とはラオスの法規に基づき、外国投資家と国内投資家との間で、設立、登記された事業活動を行う共同所有の企業のことである。合弁企業における組織、経営、活動及び共同投資家間の関係は、両者間の契約及び其の合弁企業定款に規定される。

この合弁企業に投資する外国投資家は、少なくとも登録資本の30パーセントを下回ることをない資本調達をなさなければならない。外貨による資本調達はラオス中央銀行の為替レートに基づき、キープで計算しなければならない。

第8条 100パーセント外国投資企業

100パーセント外国投資企業とは、ラオスに設立される一者のみの投資による外国投資企業のことである。その企業設立は新法人又は外国企業の支店として設立されるべきである。

第9条 登録資本

登録資本は全資本の30パーセントを下回らせないものとする。其の外国資本事業を営む全期間、企業の資産は、登録資本の減資をさせない。

第10条 代表事務所

他の国の法律に基づく外国法人は、情報収集、投資可能性の調査及び投資申請の各種書類に関する調整のために、ラオスに於いて、自己の代表事務所を設置することができる。

貿易を目的とする代表事務所又は代理店は、本法の管理下には置かないものとする。

第11条 投資許可年数

外国投資企業の年数は、活動又はプロジェクトの形態、規模及び条件により、50年を超えないものとし、政府との合意により、延長することができるものとするが、外国投資企業の年数は最長75年を超えないとする。

第3節 外国投資家の権利、恩恵及び義務

第12条 外国投資家の権利及び恩恵

外国投資家は以下の権利及び恩恵を有す。

1. 法律に基づいた設立及び生産活動事業においては、政府から便宜を受けることができる。
2. 自己の事業活動から取得した正当な権利及び恩恵の保護を受けることができる。
3. 自己の資産に対して所有権者であること。
4. 土地の賃借又は免許から得る利益を受けることができる。例えば：利用、売却又は、賃借又は免許を受けた他人又は金融機関の抵当に入っている土地に符合する物の取得； 土地使用権の賃貸； 契約年数に基づいた賃借契約又は免許を受けた土地の相続； 共同投資又は他の者に担保を設定するために、土地の賃貸契約又は免許の利用。外国投資家が、その土地の賃借又は免許から受けた各種権利、恩恵及び義務に関しては、土地法及び他の関連法律に基づく。
5. 必要であれば外国人労働者を雇用できるが、企業全労働者の10パーセントを上回ってはならない。
6. 外国投資企業の外国投資家及び家族、外国人研究者、従業員は、政府との合意に基づき、マルチプルビザ及びラオス国内に長期間滞在の申請に関する便宜を受けることができる。ラオス国籍法に基づき、ラオス国籍取得願いは、条件がある。
7. ラオスの関連機関に登録した知的財産は、保護を受けることができる。
8. 法規に基づいて、関税、租税及び他の手数料に関する責務を完全に果たした後、利潤、資本及び他の収入は、ラオス国内の銀行を通して本国又は第三国に送金することができる。
9. ラオス国内の銀行にキープ及び外貨の口座を開く。
10. 事業活動において、自分が不利益を被ったと分かった場合、関係機関に対して公正な扱い又は訴えを提起する。

11. 法律の規定に基づき、他の権利及び恩恵を受けることができる。

第13条 外国投資家の責務

外国投資家の責務は、以下の通りである。

1. 生産活動、許可証に基づく事業、経済 - 技術計画書の手続き、契約及び法律の遵守。
2. ラオスの企業会計法に基づく会計を遵守すること、必要であれば、国際的に認められる他の会計制度を利用することができるが、金融省の同意を得なければならない。事業活動報告及び自己の年間会計要約を投資奨励管理委員会及び関連機関に提出する。
3. 期限に間に合うように、関税、租税及び他の手数料の責務を完全に履行する。
4. 当該企業にある大衆組織の人事(注：組織)及び活動に対し便宜を供与する。
5. ラオス人労働者の雇用に関して優先権を与えると共に、技術移転を含めて、ラオス人労働者へ特別な技術の構築とレベル向上を図る。
6. 当該企業の労働者の福利、健康及び安全に注意を払う。
7. 環境の保護、国民に対し、国家の安全に対し、又は社会の治安に対し悪影響を及ぼす事業を営まないことを保証する。
8. 法規に基づき、積立金を設ける。
9. 保険及び社会保障法に基づき保険及び社会保障を設ける。
10. 企業を移転する場合、関連機関に通知すると共に、其の場所を通常の状態に修復しなければならない。
11. 投資奨励管理委員会に対し、生産活動、当該企業の活動報告をする。
12. 法律の規定に基づき他の責務を履行する。

第14条 外国人労働者の所得税

外国投資企業において業務を為す外国人労働者は、ラオス政府に対し、自己の全所得の10パーセントの個人所得税を納入しなければならない。但し、ラオス政府が二重課税に関する条約に署名している国の労働者は除く。

第4節 外国投資奨励政策

第15条 外国投資奨励政策

政府は、本法代16条及び第17条の規定に基づき、投資奨励分野の活動及び地域に従って外国投資省令政策を検討する。

第16条 奨励を受ける分野の活動

政府は奨励を受ける分野の活動を規定する。詳細は以下の通りである。

- 1．輸出のための製品生産活動
- 2．農林業、農林産品加工及び手工業活動
- 3．加工産業、技術活用産業、先端技術活動、科学及び開発研究活動、環境及び様々な生物種の保護。
- 4．人的資源開発、労働技能及び国民の健康を守る活動
- 5．インフラストラクチャー建設活動
- 6．重要産業生産に応えるための原材料、機材生産活動
- 7．観光産業開発及び中継サービス活動

第17条 奨励を受ける地域

政府は、地理的、経済社会状況によって、次の3ヶ所に分けた外国投資奨励地域を定める。

第1地域：投資に便利な経済インフラストラクチャーの無い山岳、高原、平野地域。

第2地域：部分的に投資に便利な経済インフラストラクチャーが保証できる山岳、高原、平野地域。

第3地域：投資に便利な経済インフラストラクチャーが十分に保証できる山岳、高原、平野地域。

その投資奨励地域分類の詳細に関しては、政府が決定する。

第18条 関税、租税政策

本法16条17条に規定した分野の活動及び投資奨励地域に投資する外国投資企業は、以下の関税、租税面での奨励政策を受ける。

第1地域に投資した場合、7年間、利潤税が免除され、以後全利潤の10パーセントの税を課す。

第2地域に投資した場合、5年間、利潤税が免除され、以後3年間、15パーセントの税の半分に減率した利潤税を課し、以後、全利潤の15パーセントの税を課す。

第3地域に投資した場合、2年間、利潤税が免除され、以後2年間、20パーセントの税の半分に減率した利潤税を課し、以後、全利潤の20パーセントの税を課す。

利潤税免除期間は、外国投資企業が事業をなした日から算定する。植林事業の利潤税免除期間については、企業が利潤をあげた日より算定する。

利潤税免除期間が到来した時、外国投資企業は法規に従い利潤税を支払わなければならない。

上述の奨励政策の外、外国投資企業は以下の追加政策を受ける。

- 1．利潤税の免除又は減率期間、最低税の免除を受ける。
- 2．許可を受けた自己の活動の拡大のために用いる利潤は、会計年度において利潤税を免除される。

3. 機材、部品、直接生産設備、国内にない又は不十分な原材料、輸出品として加工又は組み立てのために輸入される半成品に対する輸入関税及び輸入税の免除政策を受ける。
4. 輸出のための製品に関しては、輸出関税免除政策を受ける。

原料及び輸入代替品として、加工又は組み立てのために輸入された半成品に対してもまた、関税、輸入税の免除又は減税政策を受ける。

経済特区、工業地域、国境貿易区及びその他特別経済地域に関しては、各々の地域の規則、特別法に基づいて履行される。

第5節 外国投資許可申請

第19条 投資申請届

ラオスに於ける外国投資許可申請は、唯一の窓口である、「投資奨励管理委員会」(Committee for Promotion and Management of Investment---CPMI)¹⁰(略語「コー・ロー・トー」)を経なければならぬ。

ラオスに投資目的を持つ外国投資家は、其の都度、中央又は県レベルの「投資奨励管理委員会」(CPMI)(コー・ロー・トー)に以下の書類一式を揃え、提出しなければならない。法人の場合、入国書類の写し、履歴書、経済 - 技術計画書又は事業活動計画、事業に関する情報、合併企業の形態をなす場合共同出資契約書。

第20条 投資申請の検討

本法第19条の規定に基づき書類一式と共に申請を受理した後、「投資奨励管理委員会」(CPMI)(コー・ロー・トー)は、以下の規定に基づいて、外国投資家に対し、検討及び書面をもって回答の必要があると考える場合、関連機関及び地方と調整をなさなければならない。

- ・ 奨励リストにあるプロジェクト、公用日15日間
- ・ 条件付公開リストにあるプロジェクト、公用日25日間
- ・ 免許権を与えることに関するプロジェクト、公用日45日間

本法の規定に基づく正当な条件を有する外国投資家は、投資許可証、企業登録証及び租税登録証を、自己が許可を受けた「投資奨励管理委員会」(CPMI)(コー・ロー・トー)において、受取ることができる。その後、ラオスにおいて法律に基づいた企業と見做される。

投資許可を受けてから90日以内に、投資許可証に規定された経済 - 技術計画書の手続きに基づき、外国投資企業は、自己の投資活動を開始しなければならない。もし、前記の期限に基づき履行しない場合、投資許可証解除の検討がなされる。

第6節 外国投資管理

第21条 外国投資管理機関

外国投資管理機関は以下の通りである。

- 1．中央レベル及び県レベル投資奨励管理委員会
- 2．各種関係機関及び組織

第22条 中央レベル投資奨励管理委員会の権利及び義務

中央レベル投資奨励管理委員会は、首相によって任命されるものであり、事務所は計画及び投資委員会に設置され、以下の権利と義務を有す。

- 1．政府に合意検討の提言をなすための外国投資戦略、奨励及び誘致政策の研究。
- 2．外国投資保護及び奨励に関する決定、命令、指導及び通達の公布。
- 3．外国投資を誘致したい投資計画及び総合投資プロジェクトリストの策定。
- 4．外国投資家に対する政策、法規、情報の提供及び便宜の普及。
- 5．自己の権利と義務の範囲にある免許の権利に関するプロジェクトの外国投資許可証の発行又は返還の検討。
- 6．外国投資奨励法執行における指導及び関連機関及び地方との調整
- 7．外国投資企業の事業活動に関するモニタリング、評価及び政府への報告
- 8．外国投資企業の事業活動において、振興、奨励及び生じる各種問題解決の中心となる。
- 9．投資奨励管理委員会の毎年の会議及び外国投資家との協議会開催。
- 10．法規に規定されている他の権利及び義務の履行。

第23条 県レベル投資奨励管理委員会の権利及び義務

県レベル投資奨励管理委員会は、中央レベル投資奨励管理委員会委員長が任命者であり、外国投資奨励管理に関して、県知事、都知事、特別区区長及び中央外国投資奨励管理委員会の参謀であり、計画投資課に事務室が設置されており、以下の権利と義務を有す。

- 1．当該地方の外国投資戦略、奨励及び誘致政策の実施
- 2．外国投資家に対する政策、法規、情報の提供及び便宜の普及。
- 3．自己の権利と義務の範囲において、外国投資許可証の発行又は返還の検討
- 4．自己が許可したプロジェクト及び上部の決定、命令、指導及び通達執行における各種奨励政策実施に関する各関連機関との調整。
- 5．外国投資に関するモニタリング、評価及び県知事、都知事、特別区区長及び中央レベル投資管理委員会への報告
- 6．外国投資に関して生じる各種問題解決の中心となる。

7. 県投資奨励管理委員会の毎年の会議及び外国投資家との協議会開催。
8. 法規に規定されている他の権利及び義務の履行。

第24条 関連部門及び組織の権利と義務

外国投資奨励管理をなさねばならない関連する省、省レベルの機関及び関連組織は以下の権利及び義務を有す。

1. 外国投資に関する法規、政策及び計画の制定において、中央レベル投資奨励管理委員会との調整。
2. 当該組織における外国投資誘致を行いたい計画、投資プロジェクトリストの策定、普及、投資開拓と奨励。
3. 投資プロジェクト検討合意への参加。
4. 投資プロジェクトに関する奨励政策及び各種手続きの改正、実施に関して当該中央及び地方機関の指導。
5. 外国投資企業及び契約に基づいて権利の範囲内の事業を営むパートナーの活動の監査、活動監査及び評価。
6. 法規の規定に基づき、他の権利と義務の履行。

前記の保護機関及び地方レベルの組織に関しては、この条文の規定にある権利及び義務に基づき、地方レベルの「投資奨励管理委員会」(CPMI) (コー・ロー・トー) と調整をする。

第7節 紛争解決

第25条 一般原則

事業を営む中で、紛争が生じた場合、当事者は、和解、調停又は訴えの原則をもって解決しなければならない。

第26条 紛争解決

事業を営む中で生じた紛争について、当事者が和解をもって解決できない場合、許可を受けた「投資奨励管理委員会」(CPMI) (コー・ロー・トー) 申立て、そこが調停を行う。

「投資奨励管理委員会」(CPMI) (コー・ロー・トー) が解決できない場合、経済紛争仲裁委員会に対し、解決検討を申立てる。

第27条 訴え

事業を営む中で、調停をもって合意を為す事ができない紛争は、当事者は、公正な過程に基づいて検討解決の為に、経済紛争仲裁委員会又は人民裁判所に対し訴えを提起することができる。

第8節 功労者への褒賞と違反者への罰則規定

第28条 業績をなした者に対する政策

本法に基づき優れた業績をなし、国家の経済社会開発建設に寄与した個人又は組織には、適切な報償が付与される。

第29条 違反した投資家に対する処分

個人又は法人が、本法に抵触した場合、軽微又は重大さに応じて、警告、停止、受けた投資許可証の剥奪又は司法の判断を仰ぐといった制裁が課される。

第30条 侵害する他の者に対する処分

投資に関する法の規定に抵触した者、例えば：国家又は投資家に対し圧力をかける為に地位の利用、又は助長、投資許可の妨害、文書偽造、投資家を騙す、収賄又は他の行為を持って損害を与えた者は、ラオスの法律に基づき、生じた損害賠償の支払い、制裁又は他の処分がなされる。

第9節 終 則

第31条 法律の施行

ラオス政府が、本法を施行する者である。

第32条 効 力

本法は、ラオス国家主席が主席令を公布した60日後から効力を有す。その後、1994年3月14日に制定された外国投資管理奨励法01/94/NA（国民議会）号は、執行効力を失うが、其の01/94/NA号の下で外国投資家が付与された又は履行しなければならなかった権利、責務及び恩恵は損なわれない。もし其の法律01/94/NA号の下で投資許可を受けた外国投資家が、本法に基づいて権利を受けたいという要望を持つ場合、合意検討のために、本法が効力を有した日より120日以内に、文書による申立書を、投資管理委員会に提出しなければならない。

国民議会議長

Saman Viyaket

山田健一郎 訳¹¹

第1章 一般条項

第1条 目的

投資奨励法は、投資において政府からの利便性、迅速性、正当性、ならびに各種の保護を与え、投資家・政府・人民の権利と利益を保証するため、国内外からの投資の奨励、管理に関する原則、規則、基準を規定するもので、国家保全と開発の強化に結びつく国家社会経済基盤の持続的な拡大に対する利益と投資の役割を拡大するためのものである。

第2条 投資奨励

投資奨励とは投資家がラオスにおいて事業を利便かつ迅速に行うことができるように、国内外の諸投資に対する政策、環境、条件の付与のことである。

第3条 用語説明

本法律にて使用される用語は以下の通りである。

1. 投資とは、ラオス国内にて事業を行うために投資家による有形・無形資本の投下を意味する。
2. 投資家とは、ラオス国内にて事業投資を行う国内外の個人、法人を意味する。
3. 国内投資家とは、ラオス国内で生活し、事業を行うラオス国籍者、永住権取得者、無国籍者、またはその法人を意味する。
4. 外国投資家とは、ラオス国内で事業を行う外国の個人もしくは法人を意味する。
5. 有形資本とは、通貨、動産、不動産を意味する。
6. 無形資本とは、知的財産、将来の収益、借用権、商務権、コンセッション費その他を意味する。
7. コンセッションとは、ある開発や事業を行うために政府が法人に対し、明確な条件・制限時間を伴う法律に則した正当な契約により、政府所有権の利用権の付与を認可することを意味する。
8. コンセッション契約とは、政府から委任された政府機関もしくは国営企業がコンセッションに関する契約を法人と取り交わすことを意味する。
9. 直接的利用車両とは、政府が定める投資事業に直接利用する発動機、運送用大型車両、その他を意味する。
10. 直接投資とは、投資家もしくは投資家集団による事業の遂行のための投資で、自らが企業所有者で企業管理を行い、もしくは関係企業の拡大を行うことを意味する。

11. 間接投資とは、投資家による会社の株式を購入、証券市場における株式の購入、担保ファンド、債券、その他有価証券への投資を含む投資で、投資家が企業管理に直接関与しないことを意味する。
12. 有価証券とは、土地利用証明書、株券、債券等の売買、交換、担保が可能な貨幣に換算可能な書類を意味する。

第4条 投資奨励における政府の政策

政府は、例えば、方針の設定、必要な情報の提供、法人税関税における優遇、労働力、土地利用権の供与、投資ワンストップサービス、政府による法に適した投資家の所有権、権利、利益およびその他の保護の認知と保証等、環境や利便性のある条件等の構築の為に国内外のあらゆる経済体による投資を政策策定により奨励する。

政府は、国家の治安や安定を乱し、環境や人民の健康、国家の美しい文化へ現在または長期的に悪影響をもたらすような場所や事業を除く、あらゆるセクター、事業、および全国各地への投資を奨励する。

第5条 投資奨励の原則

投資奨励は以下の原則を遵守しなければならない。

1. 政策方針、戦略、社会経済開発計画、社会経済拡大におけるセクター・地域開発計画、人民の生活の向上と法律に則していること。
2. 全国で一律の政府による効率的な管理の為に協力すること。
3. 投資に対して投資ワンストップサービスにより便宜、迅速、透明、公平、および法の下での平等を保証すること。
4. 投資を呼び込むことが出来る各種の奨励政策を実施すること。
5. 政府より法に則した投資家の所有権、権利、利益、およびその他の保護を認知、保証すること。
6. 社会と投資地域の環境、治安、安全の保全と発展を保証すること。

第6条 法の適用範囲

本法律は家族事業や小規模商務を除く、価値を高める事業生産を行うために、あらゆる投資に関わる、個人もしくは法人に適用される。

第7条 国際協力

政府は、投資奨励と管理、マーケティング、商務、資本化、地域・国際統合において、知識、情報、技術、経験の交換による外国、地域、国際との投資奨励に関する提携協力を奨励する。

第2章 投資の形態

第8条 投資の形態

投資家は直接的もしくは間接的に以下の形態で投資を行うことが可能である。

1. 国内もしくは外国投資家の片方のみによる投資
2. 国内と外国投資家の合弁による投資
3. 契約を用いた事業協力による投資

第9条 国内もしくは外国投資家の片方のみによる投資

国内もしくは外国投資家の片方のみによる投資とは、国内投資家もしくは外国投資家の片方のみによるラオス国内への1名または多数の投資家による事業もしくはプロジェクトへの投資である。

第10条 国内と外国投資家の合弁による投資

国内と外国投資家の合弁による投資とは、事業の実施において共有でラオス国内にラオスの法律の下で新規に法人の設立を行う投資である。

合弁による投資家の組織、活動、管理監督、権利、義務は先述の新規法人における合弁契約や定款に規定される。

外国投資家においては、本形態では、総資本金の10%以上の出資比率が必要とされる。

第11条 契約を用いた事業協力による投資

契約を用いた事業協力による投資とは、ラオス国内に新規法人や支店を設立せず、契約にて規定されるラオスの法人と外国の法人の間での共同の投資である。

上記の国内法人は、法律に基づき管理を行うために商工業機関と計画投資機関に対して、申告しなければならない。

契約を用いた事業協力による投資の契約は公証人役場による証明を受けなければならない。

第12条 登録資本金の制限

コンセッションを伴う各事業の登録資本金は総資本金の30%以上が必要である。

一般事業においては、企業法の規定に従わなければならない。

登録資本金は、財産であり事業実施期間中は財産総額が登録資本金を下回ってはならない。

第3章 投資事業

第1節 投資事業の種類

第13条 投資事業の種類

投資家は以下の事業に投資を行うことが出来る。

- 一般事業
- コンセッションを伴う事業
- 特定経済区開発事業

第14条 一般事業

一般事業とは、ネガティブリスト事業を含む一般事業への投資である。この事業にはコンセッションを伴う事業は含まれない。

第15条 コンセッションを伴う事業

コンセッションを伴う事業とは、ある開発や商業のために、法律に基づき政府の所有権やその他の権利の利用権の供与が許可された投資事業で、例えば、土地、鉱物、電力エネルギー、航空路、情報通信、保険、金融機関のコンセッション権等である。

コンセッション事業リストは政府が定める。

第16条 特定経済区開発事業

特定経済区開発事業とは、インフラ開発により便宜を与え、地区内に投資を呼び込むため、特定経済区設立のための一種の投資活動である。

特定経済区は、工業区、経済特区、輸出加工区、観光都市区、免税商業区、情報技術開発区、国境経済区、その他で構成される。

特定経済区の設立と活動については、別途法律で規定される。

第2節 一般事業への投資

第17条 投資申請

一般事業へ投資目的を持つ投資家は、企業法で規定される企業登録を行うために、商工業機関の投資ワンストップサービスへ申請書を提出しなければならない。

一般事業における外国投資家は、10億キープ以上の資本が必要である。

第18条 審査

非ネガティブリスト事業である一般事業投資における企業登録の手順と期間は、企業登録申請受理後10公用日以内に企業登録証を発給する。

ネガティブリスト事業においては、企業法の規定に基づき企業登録申請受理後13公用日以内に企業登録証を発給する。

企業設立後の事業拡大の申請については、別途定める法律に基づき必要書類を提出するが、審査時間は新規投資よりも短縮される。

第19条 企業登録証

企業登録証は、合法的に事業を実施するための、企業登録の承認書類である。

企業登録証は投資許可、奨励優遇、税務登録、および関係機関による事業許可を含む。

企業登録証を受理した後は、投資家は事業を開始してもよい。

第20条 投資期間

関係機関による特定の法律が投資期間を規定している事業を除いて、一般事業には投資期間は定められない。

第3節 コンセッションを伴う事業への投資

第21条 投資申請

コンセッションを伴う事業への投資を目的とした投資家は、計画投資機関のワンストップサービスへ調査のために申請を行い、その後政府もしくは地方行政府に承認審査を請わなければならない。

第22条 投資家の選抜

コンセッションを伴う事業への投資申請者は、事例毎に選抜を経なければならない。

選抜は法律に基づき計画投資機関が中心となり関係機関や地方と協力して、比較や入札などの各種の方法を用いて実施される。

投資家の選抜は、透明性、説明性、監査可能性を保証しなければならない。

コンセッションを伴う事業の投資家の選抜方法は、特定の法律で規定される。

第23条 コンセッションを伴う事業の投資審査

計画投資機関は以下の手順によりコンセッションを伴う事業への投資審査を実施する。

- 投資に関する政府側の審査と合意
- 投資家に規定された各種書類の準備を指示する。例えば、経済・技術可能性調査報告書、環境・社会影響評価報告書、輸入関税免除を申請する生産に直接使用する車両・機具・使用原料リストで、審査承認のための基礎情報とする。
- 計画投資機関と関係機関は協議と初期契約草案の中心をなす。
- 上記の協議の結果を、投資ワンストップサービス事務所が開催する会議に提議し審査を受ける。
- 政府や地方行政府に、提出し合意のための審査を受ける。同時に、投資家にはプロジェクト担保金の準備を、投資の種類や規模に応じて指示する。担保金は国家金融基金口座へ保管し、プロジェクトが開始された時に返却される。

合意後は、計画投資機関はコンセッション登録証を法律に基づき投資家に発給する。

第24条 コンセッション登録証の発給

計画投資省は、政府の合意を得た後、管轄内のコンセッション登録証の発給を行う。

県・郡計画投資事務所は、地方行政の合意を得た後、自らの管轄内のコンセッション登録証の発給を行う。

第25条 コンセッション登録証

コンセッション登録証は、投資家が合法的にコンセッションが承認され、権利を受理したことを示す書類である。

コンセッション登録証は、企業登録、投資許可、奨励優遇、税務登録、および関係機関の事業許可を含む。

コンセッション登録証を受理した後は、投資家は事業を開始することが出来る。また投資家は90日以内に事業活動を開始しなければならない。もし投資家が上記の期間内に活動を開始しない場合、計画投資機関は文書にて警告を行い、その後60日以内においても投資家が事業を開始しなければ、上記の事業はコンセッション登録証の抹消と、担保金の没収が行われる。

第26条 コンセッション契約

コンセッション契約は、投資家と政府もしくは地方行政の間で自発的かつ、双方の合意により締結される。

コンセッション契約では、契約者の目的、価格、制限期間、条件、権利および義務を規定しなければならない。

第27条 コンセッション契約の改正

コンセッション契約の内容は、契約者双方の合意により改正、変更もしくは追加されることがある。改正、変更もしくは追加が重要な項目では無い場合は、計画投資機関は、契約者の一方の申請に従い関係機関と協力して協議解決を行い、その後政府や地方行政に報告すること。

コンセッション権の移譲を伴うコンセッション契約の変更については、税法に従い納税し、公証人役場からの証明が必要である。

第28条 コンセッションを伴う事業の投資期間

コンセッションを伴う事業の投資期間は、関連する法律に基づきコンセッションを伴う事業の種類、規模、投資額、条件に従う。しかし、最大99年以下とし、例えば、投資家のプロジェクトが国家に最大の利益をもたらし、効果的な契約の履行、地方開発に貢献したなどの場合、政府の合意により延長が可能である。

第4節 投資要求プロジェクトもしくは事業への投資

第29条 投資要求リストに含まれる事業リストプロジェクトもしくは事業

投資要求リストに含まれるプロジェクトもしくは事業とは、国家経済や天然資源開発への源泉となる重要なプロジェクトもしくは事業を、各機関や地方が基礎調査、策定し、政府や地方行政府が既に承認したものの、その事業開発のための資金を必要としている一般事業やコンセッションを伴う事業である。

第30条 投資要求プロジェクトもしくは事業の構成物

投資要求プロジェクトもしくは事業は以下の様に構成される。

- 開発戦略
- 経済・技術可能性調査報告書
- 環境影響評価報告書
- 投資条件
- 必要資金

第31条 投資要求プロジェクトもしくは事業の審査

各機関が中心となり、戦略や計画に基づき投資要求のためのプロジェクトもしくは事業を策定する。その後、計画投資機関へ提出し、審査、調査を受け、政府や県・首都行政府に審査、承認を請う。政府、県・首都行政府がそのプロジェクトもしくは事業を承認した後、関係機関や地方行政府および計画投資機関と商工業機関の投資ワンストップサービス、大使館、領事館、商務代理事務所へと、内外の投資を呼び込むために情報を提供しなければならない。

投資要求リストにおけるコンセッションを伴う事業の審査と承認は、申請受理後遅くとも45公用日以内に実施されなければならない。

第32条 投資要求プロジェクトもしくは事業への投資認可

投資要求プロジェクトもしくは事業への投資認可は、商工業機関もしくは計画投資機関が直接認可を行う。

第5節 特定経済区開発への投資

第33条 特定経済区

特定経済区とは、政府が投資家に対し経済特別区、輸出加工区、工業区、観光都市区、免税商業区、情報技術開発区、国境経済区やその他等の開発の為に投資を認可した経済区である。

各特定経済区の組織、活動、監督については別途法律にて規定される。

第34条 特定経済区設立の原則

特定経済区の設立には以下の原則に従わなければならない。

1. 特定経済区の目的を明確化すること。
2. 政府、開発者、人民の利益を明確化すること。
3. 各特定経済区の目的に適した地区であること。
4. 面積や境界を明確化すること。
5. 各区における特徴的な経済上の優遇を持つこと。
6. 各区において独立した経済的監督機能を有すること。
7. 政府の合意に従い、政府や地方行政の管轄下にあること。
8. コンセッション期限を越えない範囲で、区管理委員は土地を他人に貸し与え、借地代金を任意に決めることが出来る。
9. 区管理委員は、区域内における特定経済区開発を実施することが出来る。
10. 区管理委員は、区域内における内外の個人や法人の投資を呼び込み、許可することが出来る。
11. 区内の環境、治安、安全維持を保証しなければならない。

第35条 設立手順

政府や地方の社会経済開発計画やその区域の特色に則して、商工省は関係機関や地方と提携協力し基礎審査を実施し、政府が特定経済区設立に関する合意を行う。

特定経済区の設立を目的とした者は、商工機関へ申請を提出し、審査を経て、政府からの承認を請う。特定経済区設立への投資審査は、コンセッションを伴う事業の審査とほぼ同様に実施する。

その他にも、特定経済区設立委員を任命する。

各特定経済区における活動、管理、および優遇については、政府が決定する。

第36条 設立委員

特定経済区設立委員は、関係地方と提携協力して商工機関からの申請により政府が任命する。

特定経済区設立委員は、開発者、各機関や特定経済区が設立される場所の地方行政代表者、ネオラオサンサート代表者により構成される。

上記の委員は、開発者と定期的に協力して事業を進め、特定経済区設立時に発生する諸問題の解決に当たるために補佐を行うユニットを任命することができる。

第37条 設立委員の権利と義務

特定経済区設立委員は以下の権利と義務を有する。

- 問題の調査、提議、ならびに特定経済区設立に関係する部署との提携協力
- 目的、目標、期限に従い特定経済区設立の遂行
- 特定経済区内の人民の利益と開発者等の区設立における諸問題の解決

特定経済区設立委員は開発者の予算をもって活動を行う。

特定経済区設立委員は政府が特定経済区の活動と管理に関する首相令公布後、解散する。

第38条 首相令の内容

特定経済区の活動と管理に関する首相令は以下の内容で構成される。

- 区管理委員
- 区の活動
- 区の管理原則
- 区のマクロ的管理
- 優遇奨励の原則
- 政府と開発者の利益の配当

第39条 特定経済区内における優遇奨励の制限

特定経済区管理委員は、その区域内における投資優遇奨励やその他の優遇について調査と策定を行い、政府のマクロ管理機関に申告する。

第40条 特定経済区の活動原則

特定経済区は以下の原則に基づき活動する。

1. 経済管理において独立していること。
2. 政府もしくは政府が委任した地方行政政府によるマクロ的管理下に置かれる。

第41条 開発

特定経済区の開発は、政府が認可した特定経済区の目的に従い、投資の呼び込みに便宜を図るための十分なインフラの整備を行わなければならない。

第42条 特定経済区開発事業の投資期間

特定経済区開発事業の投資期間は、各特定経済区の種類、規模、条件によるが、99年以下とし、投資家が、国家に最大の利益をもたらし、効果的な契約履行、および地方開発への貢献した場合など、政府の合意により延長が可能である。

第43条 他の投資家の特定経済区への投資の申請

開発者の他にも、特定経済区への投資を目的とした他の投資家は、規則に準じて審査を行うために特定経済区管理委員の投資ワンストップサービスへと申請しなければならない。

特定経済区内での投資は、投資事業が関係機関の法律により期間が制限されていない限り、その投資期間は制限されない。

第6節 ワンストップサービス

第44条 投資ワンストップサービス

投資ワンストップサービスとは、投資家に対する便宜供与サービスで、情報サービス、投資審査、企業登録証もしくはコンセッション登録証の発給、その他の投資に関わる告示を行う。

投資ワンストップサービス事務所は以下の場所に設置される。

- コンセッションを伴う事業への投資については計画投資機関
- 一般事業や特定経済区開発事業への投資については、商工機関
- 特定経済区内の投資については特定経済区

投資ワンストップサービスの組織や活動については、別途法律で規定する。

第45条 投資ワンストップサービスの原則

投資ワンストップサービスは以下のような原則を持つ。

1. 投資家が投資申請した同じ場所において、その回答を行う。投資家への回答は、規定される期限以内に行わなければならない。
2. 投資申請は投資家自身や、法律に基づき代理人によるものでもよい。
3. ワンストップサービスは、情報提供と投資家との間で発生する諸問題の解決に責任を負う。
5. 手数料やサービス料は投資ワンストップサービスにて告知、掲示されなければならない。
6. ワンストップサービスは、規律を守り、計画的、簡易、迅速、透明、説明かつ監査可能な方法で実施されなければならない。
7. 投資に関する各種の問題の合意は、投資ワンストップサービス会議を経なければならない。

第46条 投資ワンストップサービス実施の原理

投資ワンストップサービスは、各機関や関係地方から任命された代表者により構成される週会議を開催し、投資に関する諸課題を審査しなければならない。各書類は事前に送付し、会議までに自らの意見を取りまとめておかななければならない。

各機関や関係地方は、投資に関連するあらゆる部署と提携協力する義務を持つ投資担当者を任命しなければならない。例えば、投資家に提供するために必要な自らの機関や地方の情報を、投資ワンストップサービスに提出しなければならない。

第7節 代表事務所と支店

第47条 代表事務所

ラオスにおいて代表事務所を設立する目的を持つ外国の法人は、計画投資省の投資ワンストップサービスに申請し、審査を受け、投資家の申請受理日より5日以内に代表事務所設立登録証の発給を受けなければならない。

上記の登録証は、代表事務所の役割、権利、義務に基づき活動することが出来る合法的な権利を承認するものである。例えば、親会社がラオスへ将来投資を行うために、投資に関する情報収集を行う等の活動である。しかし、事業活動を行う権利は無い。

第48条 法人の支店

ラオスに支店を設立する目的を持つ外国の法人は、商工省の投資ワンストップサービスに申請し、審査を受け、投資家の申請受理日より15日以内に支店設立登録証の発給を受けなければならない。上記の登録証は、親会社が支店に委任する事業活動を行うことが出来る合法的な権利を承認するものである。

一般事業やコンセッションを伴う事業を行う国内法人の国内における支店の設立は、企業法の規定に従うものとする。

第4章 投資奨励と保護

第1節 関税・法人税に関する投資奨励

第49条 奨励を受ける事業部門

奨励を受けることが出来る部門は、農業、工業、手工業およびサービス業で、政府は各事業の詳細なリストを作成し、それは政府の優先事業、貧困解決に関係する事業、人民の生活の向上、インフラ整備、人的資源開発、雇用創出、その他により3つのレベルに分類される。

奨励は以下の3レベルに分類される。

- 第1レベル：最大の奨励を受けることが出来る事業
- 第2レベル：中度の奨励を受けることが出来る事業
- 第3レベル：低度の奨励を受けることが出来る事業

第50条 投資奨励地域

投資奨励地域は、社会経済インフラと地勢条件により以下の3地域に分類される。

第1地域：投資に対して便宜を与える社会経済インフラが無く、遠隔地や山地といった地勢を持つ地域。本地域は最大の奨励を受ける。

第2地域：投資に対して社会経済インフラ整備がある程度進み、第1地域ほどの地勢を持たない地域。本地域は中度の奨励を受ける。

第3区：投資に対して社会経済インフラ整備がよく進んでいる地域。本地域は低度の奨励を受ける。各地域のリストは別途法律で規定する。

第51条 法人税における奨励

法人税における奨励は以下のように実施される。

1. 第1地域

- 第1レベルに分類される事業は10年間の法人税免除を受ける。
- 第2レベルに分類される事業は6年間の法人税免除を受ける。
- 第3レベルに分類される事業は4年間の法人税免除を受ける。

2. 第2地域

- 第1レベルに分類される事業は8年間の法人税免除を受ける。
- 第2レベルに分類される事業は4年間の法人税免除を受ける。
- 第3レベルに分類される事業は2年間の法人税免除を受ける。

3. 第3地域

- 第1レベルに分類される事業は6年間の法人税免除を受ける。
- 第2レベルに分類される事業は2年間の法人税免除を受ける。
- 第3レベルに分類される事業は1年間の法人税免除を受ける。

法人税免除期間は、事業開始後から開始される。

また新製品製造事業、新技術研究事業については、収益が発生した日から開始される。

上記に記載される法人税免除期間が終了した後は、法人税を税法に従い納税しなければならない。

コンセッションを伴う採鉱、電力エネルギー、植林事業は、関係法律に従う。

第52条 関税、その他の税における奨励

投資家は、法人税上の奨励を受ける他にも、以下の関税、その他の税における優遇を受ける。

1. 純利益を、自らの事業の拡大に投資した際に、次会計年度の法人税の免除を受けることが出来る。
2. 機具、原料、生産に直接使用する車両の輸入関税の免除。輸入関税の免除は別途定める法律に従う。
3. 輸出のための一般生産品の輸出関税の免除。天然資源、天然資源由来生産品の輸出は、関係法の規定に従う。
あらゆる化石燃料の輸入は関税、その他の税の免除は受けることが出来ない。
4. 投資家は、3年以内であれば税務官が監査・証明した年次赤字を次会計年度に振り分けることが出来る。期限後は、未振り分けの年次赤字を利益と相殺することは許可されない。特定経済区については、各区により定められる設立と活動に関する首相令に従う。

第53条 資金調達

内外の投資家は、ラオスや外国の事業銀行や金融機関からの融資金を資金として調達することが可能である。

第54条 特定優遇

特定優遇は以下の通りである。

1. 病院、幼稚園、小中高等学校、職業訓練校、短大、大学、研究所等の設立には、以下の様に政府の土地のリースもしくはコンセッション費の免除を受けることが出来る。
 - 第1地域：リースもしくはコンセッション費の15年間の免除
 - 第2地域：リースもしくはコンセッション費の10年間の免除
 - 第3地域：リースもしくはコンセッション費の3年間の免除
2. 病院、幼稚園、小中高等学校、職業訓練校、短大、大学、研究所は第51条で規定する法人税免除期間にさらに5年間の免除期間が付加される。

第55条 関税およびその他の税の優遇の履行

関税およびその他の税の優遇の履行は以下のように実施される。

1. 財務機関が、企業登録証もしくはコンセッション証に規定される関税や税に関する奨励優遇を実施する。
2. 原料、機具、生産に直接利用する車両の輸入関税免除については、財務機関が本法律に従い実施する。

第2節 その他の優遇による投資奨励

第56条 その他の優遇による投資奨励

その他の優遇による投資奨励は以下に記される。

- 情報における奨励
- 土地利用権とその他の不動産の所有権における奨励

第57条 情報における奨励

投資家が投資に関する情報を十分、統一的、迅速に入手できることを保証し、投資決定を可能とするために、関連する投資ワンストップサービス事務所は投資情報センターを設置しなければならない。

投資情報センターは、投資情報を収集し、取りまとめ、その情報をWebサイト、リーフレット、雑誌、広告その他の方法により、興味がある者や大使館、外国のラオス領事館、ラオス商務代理事務所に対して広報、提供、交換を行う。

第58条 土地利用権や不動産に関する所有権における奨励

25億キープ以上のプロジェクトに投資する外国投資家は、法律に基づき居住地建設のための宅地の利用権と、その土地に建設される不動産の所有権が供与される。

ラオスにおける一般外国投資家は、例えば、建物、建造物等の不動産を、それらが立地する土地の土地利用権を受けること無しに、売買を行う権利をもつ。

政府は、投資家の土地利用権に関する奨励について別途法律を規定する。

第59条 奨励優遇の拡大

第4章第1節、第2節の奨励優遇のほかにも、ある投資部門や地域、特定経済区において追加で奨励優遇が必要な場合は、政府は、国民議会もしくは国民議会が開催されない時は国会常任委員に審議と合意を得るために提議する権利を有する。

第3節 投資の保護

第60条 投資の保護

投資家は、投資において平等に権利が付与され、ラオスの法律とラオスが批准している国際条約の下で、自らの権利と利益の保護が保証される。

第61条 投資保護の形態

政府は、十分に投資家の投資を認知・保護し、行政的に政府への無償接収、没収、差し押さえを行わない。

政府による利用が公共の利益の為に必要な場合は、投資家は、その時の時価総額と合意された支払方法により補償金を受け取ることが出来る。

第62条 知的所有権の保護

政府は、ラオスの知的所有権法もしくはラオスが批准している国際条約に基づき正しく登記している投資家の知的所有権を認知、保護する。

第5章 投資家の権利と義務

第63条 投資家の権利

投資家は以下の権利を有する。

1. 投資の主体をなす権利
2. 自らの投資事業の管理と監督を行う権利
3. 労働を雇用する権利
4. 外国投資家における居住権
5. 外国投資家における資本、財産、および利益の外国への持ち出し権

第64条 投資の主体をなす権利

投資の主体をなす権利とは以下のとおりである。

1. ラオスの法律で禁止されていない、あらゆるセクターと地域への投資
2. 法律で規定される種類、形態、各種会社への投資
3. プロジェクト開発のために、政府や地方行政政府への各コンセッション申請
4. 政府への特定経済区設立コンセッション申請
5. ラオス国内への代表事務所もしくは支店の設立
6. 政府の政策や法律の変更により、自らの事業の利益が生じない場合における投資目的と事業の変更申請
7. 自らの財産の所有権の所有
8. 自らの投資により得られた権利や利益の政府からの保護の受理
9. 自らの投資における政府からの各種便宜供与の受理
10. リースやコンセッションにおける利益の受理。例えば、利用、他人や金融機関への担保もしくは資本としての利用、土地利用権の転貸、契約期間による契約の移譲や法律に基づくその他
11. ラオス国内の銀行におけるキープや外貨による口座開設
12. 投資が欺罔を受けたと思われる際の関係機関への告訴
13. 法律が規定するその他の権利と利益の受理

第65条 自らの投資事業の管理と監督を行う権利

自らの投資事業の管理と監督を行う権利は以下の通り。

1. 自らの投資計画の策定
2. 自らの投資への原料、機具、車両、発動機、および技術の手配と利用
3. 国内外の市場への参入
4. 安全性と利便性を備えた労働管理
5. 自らの投資に関する協議会議の開催
6. 企業の譲渡・移譲、減資もしくは増資、また一時的な事業の他の投資家への移譲
7. 企業の停止、解散、もしくは企業形態の変更について関係機関への審査申請
8. その他法律で規定される権利の遂行

第66条 労働を雇用する権利

労働を雇用する権利とは以下の通りである。

1. 自らの企業で雇用するための技術者、専門家との労働雇用契約の締結。投資活動において、肉体的・知的労働者を外国から連れてくる必要があり、労働法で規定される比率を超える場合は、投資家は適度な範囲で政府に対して審査を申請することが出来る。
2. 企業の必要性に応じた各地位の労働者の異動や配置
3. 労働者への平等な政策と基準の実施
4. 労働法やその他の法律で規定されるその他の権利の行使

第67条 外国投資家における居住権

外国投資家とその家族は、投資期間中にラオス国内に居住する権利を有する。

外国の技術者、専門家は雇用契約に基づきラオス国内に居住する権利を有する。

外国投資家は家族、外国技術者、専門家は5年以下のマルチビザの給付を含む出入国における便宜を受ける。

第68条 外国投資家における資本、財産、および利益の外国への持ち出し権

外国投資家は、ラオスの法律が定める税金や手数料を支払った後、自らや企業が所有する投資からの利益、現金、および財産等の資金、財産、収入をラオスの銀行を経由して外国へ持ち出す権利を有する。

第69条 投資家の義務

投資家は以下の義務を有する。

1. ラオスの会計法に基づき、会計を行うこと。必要な場合は、国際会計制度を利用することが出来るが、ラオスの財務機関による許可が必要である。
2. 関税や法人税、手数料、サービス料等を期限内に全て納めること。
3. 法律に基づき、企業の労働者に対する保険や社会保障制度に加入すること。ラオス人労働者の雇用を奨励し、労働者の技術の向上、専門知識の向上、ラオス人労働者への技術移転に尽力すること。
4. 企業内の大衆組織、特に労働組合の組織化と活動に対して便宜を図ること。
5. 自らの事業活動、事業による損害補償、人民の貧困解決やおよび地方開発について地方行政府と提携協力すること。
6. 法律で規定されるその他の義務を遂行すること。

第70条 環境保全義務

投資家は、環境保全、環境開発を行い、事業が公共、安全、社会秩序、もしくは労働者の健康に対して大きな悪影響をもたらさない様に保証する義務を有する。

環境における問題が発生した際は、投資家は、その状況に即時に解決するために必要な措置を取らなければならない。

第6章 禁止事項

第71条 一般禁止事項

個人、組織は以下の行為が禁止される。

1. 法律に違反もしくは禁止される事業の認可と遂行
2. あらゆる形態でのラオスにおける投資奨励に反する行為

3. 法律で規定される、その他の禁止される事項を犯す行為

第72条 公務員に対する禁止事項

公務員は以下の行為が禁止される。

1. 自らの利益の為に権限、職務、地位を利用する行為
2. 投資家や投資から利益を得ようとする者からの賄賂を受け取る行為
3. 国家、政府、投資家の秘密文書を漏洩する行為
4. 各種の書類の審査に、理由無しに時間を掛け過ぎ、過剰に書類のミスを指摘する行為
5. その他法律が規定する禁止事項を犯す行為

第73条 投資家の禁止事項

投資家は以下の行為が禁止される。

1. 関連する事業を担当する公務員や政府職員に賄賂を渡す行為。
2. 脱税、取引高を含む売り上げや利益を隠す行為
3. 政府組織や職員に対する陰口、中傷
4. その他法律が規定する禁止事項を犯す行為

第7章 投資の停止、変更、破棄、終結

第74条 投資の停止処分

投資は、以下の場合登録証を発給した機関から停止処分される。

- 事業で問題が生じた場合に投資家からの申請に基づく
- 事業が環境、社会経済に対して悪影響をもたらす、もしくは法律に基づき事業を行わない場合、関係機関からの申請や登録証発行機関から意見に基づく

投資の停止処分には、解決方法を模索し、または通常の状態に回復させるために、期限を定めなければならない。解決が不可能な場合は、その事業は企業法に基づき廃業処分を受ける。

第75条 投資の変更

投資は、各種の方法により変更される。例えば、事業目的、株主、法的代理人、登録資本金の変更等で、投資家の申請により登録証発行機関が審査を行う。

第76条 投資の破棄

投資は以下の場合、登録証を発行した機関から破棄される。

- 契約者双方からの申請に基づく
- 契約や法律で規定される契約違反があった際に、契約者の一方からの申請
- 企業登録証もしくはコンセッション登録証の返却時

投資の破棄の審査手順は以下の通りである。

1. 事業がコンセッション契約、法律を厳守せず、環境へ悪影響をもたらす場合、登録証を発行した機関が、投資家へ警告書を発行し、投資家との議事録を作成した上で警告書発行後90日以内に、その改善と解決を図らせる。
2. 投資家が、上記の期限内に改善と解決が出来ない場合、登録証を発行した機関は、2回目の警告書を発行し、投資家に60日以内に改善と解決を図らせる。
3. その後、投資家が上記の期限以内に実施することが出来ない場合、登録証を発行した機関は、投資家の事業の破棄を文書にて発行し、社会へも告示を行い、同時に法律に従い投資家への必要な措置を取る。

第77条 投資の終結

投資は以下の場合終結する。

1. コンセッション登録証に規定される投資期間の終了もしくは投資プロジェクトが完了した時
2. コンセッション登録証もしくは企業登録証の返却もしくは破棄時
3. 別途法人を設立するための投資事業の合併もしくは分割時
4. 関係機関の証明を伴う投資家もしくは契約者双方からの申請による廃業時
5. 裁判所判決もしくは倒産による破棄時

第8章 紛争解決

第78条 紛争解決の形態

投資に関する紛争解決は以下の形態で実施される。

1. 話し合いによる解決
2. 行政による解決
3. 経済紛争解決委員会を介した解決
4. 訴訟

第79条 話し合いによる解決

投資に関する問題が発生した際、当事者はお互いの利益のために相談や話し合いにより紛争解決に尽力しなければならない。

第80条 行政による解決

紛争が合意解決できない際は、当事者は計画投資機関もしくは商工業機関もしくはその他の関係機関へその役割に基づき行政的な解決を依頼する権利を有する。

第81条 経済紛争仲裁委員会による解決

話し合い、または行政による解決が不可能な際は、経済紛争仲裁委員会へ、法律に従いお互いの合意に基づいた審査・解決を依頼する権利を有する。

第82条 訴訟

当事者の一方が関係機関による紛争解決に公平性が確保されないと判断し、または投資において被害を受けた場合、法律に基づき判決を審理するために人民裁判所に訴訟する権利を有する。

政府との契約を有する投資に関する紛争については、契約に規定される紛争解決方法を実施する。

第9章 管理と監査

第1節 管理

第83条 管理の管轄分担における原則

投資管理は以下の原則に従う。

- 地方行政府の責任を増やし、中央政府によるマクロ管理と、地方行政府の履行の推進、監査を増やす。
- 登録証を発行した組織や行政府が、関係機関と地方行政府と提携協力して投資に関する管理、提携、監査、評価を行い、上部機関へ定期的に報告を行う。
- 投資されるセクターにより、そのセクター担当機関が関係機関と提携協力して法律に基づき専門上の管理を行う。

第84条 地方と中央における投資管理の管轄の分担

地方行政府が登録証の発行と投資を管理する主体となる。

中央政府は、多部門や多地方行政府をまたがる事業、ハイテク利用事業、金融機関、保険事業、通信事業、航空事業、政府権事業、エネルギー事業、採鉱事業、原油事業、天然ガス事業その他等の政府が規定する戦略的事業に対する登録証の発行と投資管理を、登録証発行機関、関係機関ならびに地方行政府が協力して行う。

地方行政府は、自らの役割に従い、自らの管轄地域に設立された中央政府が登録証を発行した投資事業の管理に参加する義務がある。

関係法律にて特定の管轄の分担が規定された後は、その法律に従い実施しなければならない。

第2節 管理機関

第85条 投資管理機関

政府は、全国統一的かつ中心的に管理を行い、計画投資機関、商工機関は、自らの役割に従い関連機関や地方行政府と提携協力して管理の主体となる。

投資管理機関は以下により構成される。

1. 計画投資機関
2. 商工機関
3. 特定経済区

第86条 計画投資省と商工省の権利と義務

投資管理において、計画投資省と商工省は以下の権利と義務を有する。

1. 政府の承認を請うための、投資奨励ならびに投資要求プロジェクトの審査に関する戦略計画、政策、および法律の調査と策定
2. 投資を呼び込むために、投資奨励に関する戦略計画、政策、法律の広報、説明ならびに、投資要求プロジェクトを含む情報の提供
3. 投資奨励に関する法律の履行において、関連機関や地方への指導、提携、協力
4. 全国の投資プロジェクトや事業で発生する諸問題の解決の推進と奨励
5. 投資ワンストップサービスの実施における条件と便宜の構築
6. 政府の合意を得て、自らの役割に従い登録証もしくは契約書の発行、停止処分、没収、破棄の調査検討
7. 投資に関する公務員の育成、養成、向上
8. 投資に関して外国との提携と協力
9. 政府に対する定期的な投資事業に関する総括と報告
10. 法律が規定するその他の権利と義務の履行

第87条 県、特別市計画投資事務所ならびに商工事務所の権利と義務

投資管理において県・特別市計画投資事務所ならびに商工事務所は以下の権利と義務を有する。

1. 投資奨励とその地域の投資要求プロジェクトの構築に関する戦略計画、政策、法律の普及と履行
2. 管轄内での、投資に関する政策、法律の広報、説明ならびに、投資要求プロジェクトを含む情報と投資家への便宜の提供
3. 投資奨励に関する法律の履行において、地方関連機関への指導、提携、協力
4. 地方行政府の合意を得て、自らの役割に従い登録証もしくは契約書の発行、停止処分、没収、破棄の調査検討
5. 管轄内における投資ワンストップサービスの実施
6. 中央政府から委任された投資事業に関する外国との提携と協力
7. 中央政府に対する定期的な投資事業に関する総括と報告
8. 法律が規定するその他の権利と義務の履行

第88条 郡・市計画投資事務所ならびに商工事務所の権利と義務

投資管理において、郡・市計画投資事務所ならびに商工事務所は以下の権利と義務を有する。

1. 投資奨励ならびに管轄内の投資要求プロジェクトに関する計画、プロジェクト、法律を履行すること。
2. 管轄内での、投資奨励に関する政策、法律の広報、説明ならびに、投資要求プロジェクトを含む情報と投資家への便宜の提供
3. 投資奨励に関する法律の履行において、郡・市内関連機関との提携協力
4. 管轄内における投資ワンストップサービスの実施
5. 管轄内における投資要求プロジェクトおよび事業の策定と、上部への審査申請
6. 管轄内における投資事業を含む投資に関する情報の収集
7. 管轄内における投資で発生する諸問題の解決の推進と奨励
8. 上部機関に対する定期的な投資事業に関する総括と報告
9. 法律が規定するその他の権利と義務の履行

第89条 特定経済区統治委員

特定経済区統治委員は特定経済区における投資管理機関で、自らの区内への内外の投資を呼び込み、奨励するために投資ワンストップサービスを設立する。

特定経済区統治委員の投資管理に関する法律は、別途規定される。

第90条 特定経済区統治委員の権利と義務

特定経済区統治委員は以下の権利と義務を有する。

1. 区内の投資奨励政策の調査策定
2. 区内への投資のための投資要求プロジェクト、事業の調査と構築
3. 区内への投資を行う内外の投資家を呼び込むための投資奨励優遇の実施
4. 区内での事業遂行において投資家への便宜条件の構築
5. 契約や区内の法律に規定される関税、法人税、手数料、サービス料、リース費その他の徴収
6. 契約や法律に則る予算の管理と使用
7. 効率的かつ合法的に区を統治するための内外の関連機関との提携協力
8. 区内の便益性やインフラの保全と、安全と環境の保証システムの導入
9. 上部機関に対する区内の定期的な投資事業に関する総括と報告
10. 法律が規定するその他の権利と義務の履行

第91条 その他の機関や部署の権利と義務

関連する機関や部署は、自らの役割に従い投資を管理奨励する権利と義務を有する。

地方行政府は、各種投資事業の管理と監督の責任を有し、ラオスの各民族、政府、投資家の利益と権利を保証し、投資における各種便宜を図り、管轄する地方の治安と社会秩序を保証し、上部機関へと投資に関する活動を報告する責任を有する。

第3節 監査

第92条 監査機関

監査機関は本法律第85条に規定される投資管理機関と同一である。

第93条 監査の内容

投資事業のあらゆる活動は、関係機関から以下のような管理および監督を受ける。

1. 投資契約の履行についての監査
2. 経済的・技術的可能性調査に規定される投資過程の履行についての監査
3. 人民、政府、投資家の財産を含む環境影響評価に基づく環境保全についての監査
4. 関係法律の履行についての監査
5. 労働者の安全基準履行についての監査

監査機関は、投資に関して法律違反を発見した際は、審査のために関係機関に対して解決措置を提示する権利を有する。

第94条 監査の種類

監査は以下の2種類がある。

1. 本法律第85条と93条に規定される投資管理機関と投資監査機関による内部監査
2. 投資奨励や管理の履行の監査において、法律に規定される各自の権利、義務、役割に基づく国民議会、政府監査機関、国家監査機構による外部監査

第95条 監査の形態

監査には以下の3形態がある。

1. 通常制度監査
2. 事前通知による監査
3. 抜き打ち監査

通常制度監査は、年2回以上実施され定期的かつ定刻監査である。

事前通知による監査は、必要な場合に少なくとも24時間前までに監査対象者へ通知される計画外の監査ある。

抜き打ち監査は、必要で緊急を要する場合、監査対象者へ事前通知無しに行われる監査である。

監査には、書類監査および事業が行われる場所における実地監査が行われる。

第10章 功労者への褒賞と違反者への罰則規定

第96条 功労者への褒賞

例えば、効果的な投資、社会経済開発への重要な投資、投資の呼び込みと推進等の本法律の履行に貢献した個人、法人は法律に従い褒章やその他の優遇を受ける。

第97条 違反者への罰則

投資奨励に関する法律を違反した個人や法人は、法律に基づきその軽重により再教育、拘留、罰金、民事もしくは刑事訴訟による罰則が課せられる。

第11章 最終条項

第98条 施行

ラオス人民民主共和国政府が本法律を施行する。

第99条 効力

本法律は、国家主席による本法律公布に関する国家主席令が発行されてから60日後からその効力を発する。本法律は、2004年10月22日付国内投資奨励法（No.10/NA）、および2004年10月22日付外国投資奨励法（No.11/NA）を置換する。

これより先の法律の下で受けた企業優遇や政府との契約は変更を受けない。企業が本法律に基づき投資奨励優遇を受けたい場合は、関係機関へと申請することで、関係機関は投資家に対し供与することが出来る。

国民議会議長

¹ 1992年よりラオスの会計年度は10月～翌年9月に変更された。

² 縫製品は通常綿花のような原料から糸、糸から布、布から衣類という3工程から生産される。日本政府は、HS分類第62章の範疇に属す縫製類は、1工程のみをラオスで行うだけで、ラオス縫製品に対し、7.4%の関税を免除しLLDC(最貧国)特惠関税(0%)を付与している。同製品を中国から日本へ輸出する場合は7.4%の輸入関税がかかる。

³ 外資奨励業種とは、製造業をはじめ、農業、卸・小売など幅広い業種の投資を奨励している。ただし、武器製造や賭博業、風俗業などは禁止している。

⁴ 先進技術等の設備とは、輸出の拡大、コストの削減、資源の節約、新設備、新材料等を利用して所有設備の生産条件を改善するための設備。

⁵ 鈴木基義[1993]「ラオスの投資法および投資法細則(日本語訳)」三重大学社会科学学会『法経論叢』第10巻第1号。

⁶ 鈴木基義[1995]『改正・ラオス外国投資奨励管理法(日本語訳)』日本ラオス協会。

⁷ 訳者の責任において、各条文の始めに、内容を象徴する見出しをつけた。

⁸ 訳者注。1991年8月に制定されたラオス国憲法に基づき、「最高人民議会」は、「国民議会」に改称された。

⁹ 鈴木基義[2009]『ラオス投資ガイド2009年版』国際機関日本アセアンセンター。

¹⁰ ラオス語で「カナカマカーン・マゴスァーム・レベル・クムコーンカーンロントウン」

¹¹ 山田健一郎[2009]「2010統一ラオス投資法」在ラオス日本国大使館『日ラオス官民合同対話・第三回会合-----日本からラオスへの投資の一層の促進のために-----』

参考文献

< 日本語文献 >

ジェトロ海外調査部 / 経済分析部 [2007] 『米国が提訴した中国の輸出補助金等9項目』

松元秀亮 [2008] 「ラオスの司法制度」鈴木基義編著 『ラオスの社会・経済基盤』 JICAラオス事務所発行。

鈴木基義 [1993] 「ラオスの投資法および投資法細則（日本語訳）」三重大学社会科学学会 『法経論叢』 第10巻第1号。

_____ [1995] 『改正・ラオス外国投資奨励管理法（日本語訳）』日本ラオス協会。

_____ 「ラオス - 新経済体制下の模索」池端雪浦・末廣昭編 『岩波講座東南アジア史第9巻』岩波書店2002年3月. pp. 257-279。

_____ [2008a] 「地域補完型国際分業による四段階ラオス工業化の展望」鈴木基義・山田紀彦編 『内陸国ラオスの現状と課題』 JICAラオス事務所・ラオス日本人材開発センター。

_____ [2008b] 「ラオスの産業構造と貿易構造の基礎」鈴木基義編著 『ラオスの社会・経済基盤』 JICAラオス事務所。

_____ [2008c] 「一党独裁体制のもとでの対ラオス外国直接投資」鈴木基義編著 『ラオスの産業基盤』 JICAラオス事務所。

_____ [2009a] 『ラオス経済の基礎知識』日本貿易振興機構(JETRO)。

_____ [2009b] 『ラオス投資ガイド2009年版』国際機関日本アセアンセンター。

瀬戸裕之訳 [2004] 「ラオス人民民主共和国」 『アジア憲法集』明石書店。336-378ページ。

山田健一郎 [2009] 「2010統一ラオス投資法」在ラオス日本国大使館 『日ラオス官民合同対話・第三回会合-----日本からラオスへの投資の一層の促進のために----』

< 英語文献 >

Vientiane Times [30/09/2007] “ Laos to Open Stock Market 2010. ”

Vientiane Times [05/03/2010] “ New Investment Promotion Law Comes into Force. ”

WTO [2007], *Dispute Settlement: Dispute DS358 China Certain Measures Granting Refunds, Reductions or Exemptions from Taxes and Other Payments*